

ある。一面に犯罪はその人に對して社會的境遇或は機會的の刺戟等の外部的原因が加はらなければ發生するものでない。だから社會組織の中にその外因を求めて、比較的多くの犯罪に共通する犯罪外因、即ち貧困とか、社會組織の缺陷とか云ふ如きものを人為的に除き得るならば、社會學的に犯罪の防止をなし得るといふことも明らかであるけれども、一面に犯罪者の内因、即ち犯罪者に備はる先天性又は獲得性、或は一時的又は持續的精神障碍の有無を顧慮しなければ、絶対に犯罪防止の効果を實現することは不可能のことと思ふ。而してこの犯罪内因の防止を主題として考へる場合には、一般精神神経病の發生豫防と同じく、斯かる精神障碍の發生をば、遺傳學の立場から第一に考慮しなければならぬことになるのである。

第十章 犯罪性の遺傳

前章に述べた如く、今日の醫學的の考察では、犯罪性そのものはつまり原始本能の現はれに外ならないので、犯罪性は嚴密に云へば何人にも潜かに藏有されて本然の性向の一部をなすものであり、荀子の所謂「性惡」の説も此の點から云へば一理あるといへるのである。然し通常人ではその精神發達の或階程に於いて、必ずし道義的情操が力強く生じ來り、少年時から既に自發的意識的に其の原始的本能の發動を抑壓して、以て社會的生活に適合するやうな尋常の性格を構成するやうに努力するものであつて、つまり此の點から云へば孟子の所謂「性善」の説に亦理があるわけである。而して人がその行動に於いて反社會的犯罪傾向を現はすのは、要するにその社會的道義的情操による理智の行動統制の力が脱落するか、又は微弱であるかの場合に、偶然に原始本能が發動して、外界刺戟に對して犯罪的反應行爲に出づるのに外ならないのである。して見ると、從前ロンブローゾの流れを汲む人々が、犯罪人には特有な犯罪性と名くる特質が存在してゐるもので、全く別種の

人間のやうに考へられてをつたのは、實は當を得ない。元來その犯罪性なるものは原始本能的反應をば理智の力により抑壓する能力の脱落未發育乃至生來性缺陷を有する状態を指して云ふことになるのである。現行刑法に於いて満十四歳以下の少年の犯罪はその犯行の責任を問はないことになつてゐるのは、その年齢に於いては、未だ十分に道義的情操の發育が完成してゐないので、原始本能を十分に意識的に抑壓することが生理的に不可能であるとして、斯かる制定を下されたものと考へられる。兎に角に斯く考察して來れば、犯罪性そのものは斯く名くべき特有なる特質が存在するのではなくて、一般の精神發育制止症者(精神薄弱症、即ち低能)精神病者(早發性癡呆、麻痺性癡呆、老人性癡呆、酒精中毒症、モルヒネ中毒症、躁鬱病等)、一時的的精神異常者(ヒステリイ、癲癇等)の一時的意識朦朧状態、一時的酩酊状態等(生來性性格異常者、精神變質者)等に其の症候の一として屢々見られる特殊の場合の反應異常現象に過ぎないと考へるのが寧ろ至當であらう。従つて従前多くの學者が犯罪性をば一の特質と見て、その犯罪性そのものの遺傳現象等について研究したことは、つまりは右の如き精神上の疾病又は生來性缺陷の状態の遺傳に

ついて觀察したことに歸して了ふのであつた。前章迄に詳論した所により精神病、生來性精神變質又は生來性精神發育缺陷などが、或る遺傳因子により一定の法則に従つて遺傳の現象を現はすことは明白な事實であるから、同一の法則によつて所謂犯罪性も亦遺傳の現象を示すべきことは亦當然のことと云ふべきであり、又同一家系(例へば、Zero, ジャークス、Jukesの如き)内に多數の犯罪者を出したと同時に亦多數の低能者精神病者なども併はせて澤山に出してをることの事實も、亦之によつて首肯せられる所であらう。従つて今後の人々に犯罪性の發生を防禦するといふことは、つまり、精神病、精神缺陷の發生を豫防するといふことと同一のことを意味するのであり、遺傳學的に犯罪を防止する上には、精神病發生防止と相互に合流して、唯一の斷種絶産法 Sterilisation の施行より外に策がないといふことに歸着すべきは言を俟たない所である。

今犯罪性といふことを、現時の如くに漠然たる精神作用の一部缺陷による一現象と見ずして、之を一の特有なる特質と考へて、その犯罪性の存在をば犯行の出現によつて代表せしめ、所謂犯罪性の遺傳について熱心に研究を進めて行つた時代

の學者の報告を試みに引用しつゝ、犯罪性の遺傳の各論を少しく記述して見やう。古代のヘブライでも既に犯罪性の遺傳といふ事實の存在は、之を認めてゐたらしく、惡神が一旦兩親に憑いて罪を犯させる時には、三代四代後の子孫までもその惡神はその家系に憑いてゐて罪惡を犯さしめると云ふ意味のことを云ひ傳へた。勿論犯罪の發生にはいつも外界の刺戟が必要なのであつて、つまり環境、社會、家庭其他のいはゞ社會的關係から誘致せられ、之に本人内部の精神異常が反映して犯罪行爲を醸成せしめるものなることは云ふ迄もない。それ故、社會的方面を立脚地として觀察し研究したる犯罪學も、亦一面に重要な意義をもつ學問的知識ではあるが、今本書は純自然科学的立場のみから自然的犯罪行爲のみを眺めるのがその主眼である故、眼界を極めて狭い範圍に局限して、外因を一時無視して遺傳關係のみを考へることにする。

前にも述べた如くロンプロゾ Lombroso は夙くから生來性犯罪者説(Delinquente nato)を立て、犯罪者は凡て素質的に特別の者であるとし、且又犯罪定型論(Tipo criminale)をも述べて、一定罪質の犯罪者には心身上に一定の特徴がある旨までも主

張したのであつた。しかし之に次いでブリチャード Prichard の悖德狂 Moral insanity アシヤッフエンブルグ Aschaffenburg の職業的犯罪者 Beschäftigungsverbrecher などの病型説が立てられるに至り、今日では之等の名によつて示された凡ての犯罪常習者は、その多くは生來性低能者であるか、又は病的不徳症 Antisoziale, Sozialfeinde と名づくる生來性精神變質者に屬するものであるといふことに説が歸一せられ、従前よりは一層普汎的な眼界から犯罪者の病型が考察せられるやうになつて來た。従つて今迄のやうに「犯罪者」といふ特別の「人型」又は「病型」を假定することは、もう認められない所となつて、犯罪性の遺傳はつまり一般に精神病の遺傳と同様の法則によるものとせられるに至つたのである。それ故犯罪行爲のみを眼界において研究して來たことは、今から思ふと随分不満であり、又幼稚だつた嫌ひがあり、今茲に之について詳しく掲載することは、少しく時代おくれの氣味が感ぜられる。それは文献的研究以外その必要はなくなつたやうにも思はれるが、左に簡単に古い研究の一二の結果を附記しておくことにする。

紐育州オーバーン Auburn の監獄囚人二三人中、二三％は精神病者、癲癩者等明

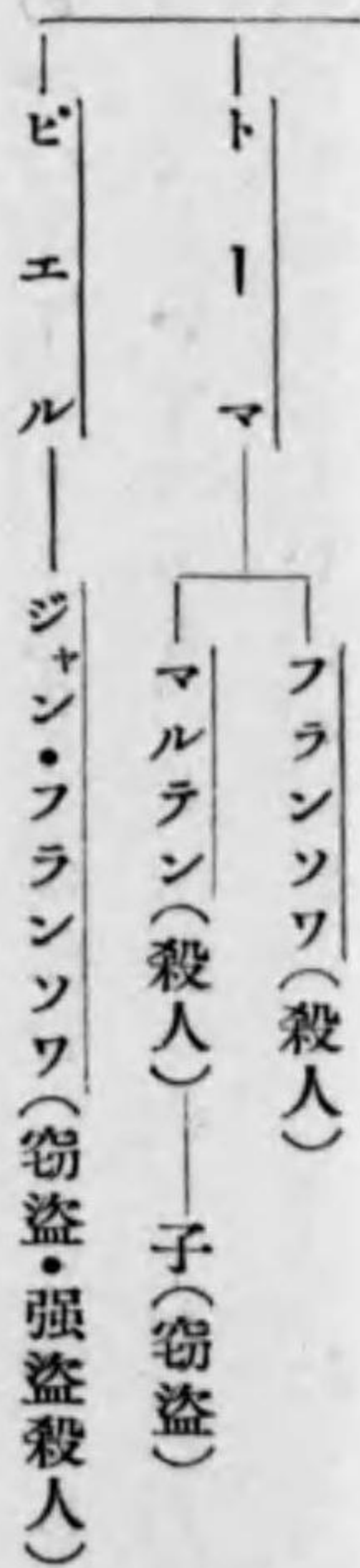
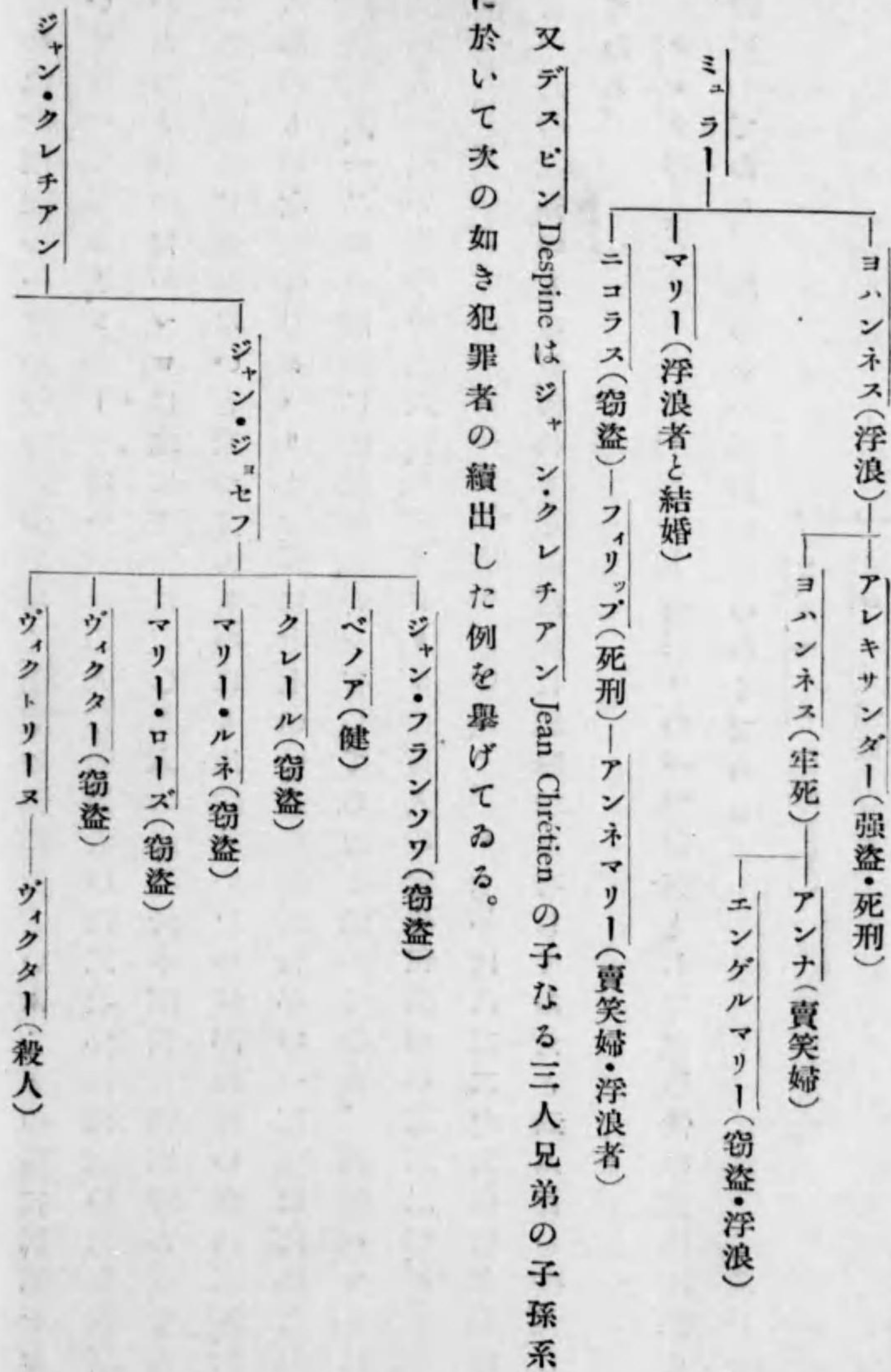
かに、神経病者の子であつたと云はれる。又ウイリジリオ Virgilio は二六六人の犯罪者中一九五人には犯罪性又は精神病的の遺傳關係を認められたといふ。ロッシ Rossi は七一人の犯罪者中兩親に精神病あるもの五人、同胞に精神病あるもの六人、血統者に精神病あるもの一四人、その他父が酒客なるもの二十人、母が酒客なるもの十一人あつたといふ。コックズ Cook は犯罪者中四六%に精神の病的の遺傳關係があつたと云ふ。マロ Mario は甚だ綿密に調査を遂げた上、犯罪者で病的の遺傳を有するものが七七%であり、更に兩親の性格異常までもその中に數へると此の率は九〇%まで上ると云つた(しかし此の%の中には悪い遺傳として親の結核までも數へ入れてある)。又兩親に酒客あるものが四一%あつたといふ(健康者では此の率は一六%に過ぎない)。シカール Sicaud は自分の司宰した監獄の囚人は四千人に就いて調べ、兩親に精神病者、癲癩者、自殺者、酒精中毒者等を有するものは放火犯者中三六・八%、窃盜強盜犯者中三二・二%、性的犯罪者中二八・七%、詐欺犯者中二三・六%に上ると云つてゐる。又ペンタ Penta は一八四人の犯罪者の兩親の中、健全なものは僅に四一・五%に過ぎないと云つてゐる。

今之を兩親の一般の精神異常でなく、兩親の犯罪性といふことのみを觀點において調べて見ると、シカールは一七四〇人の犯罪者中四三・七%は兩親中に犯罪者があるといふ。マロは之に反對に五〇・九人の犯罪者中兩親に犯罪者あるものは僅々四%に過ぎないと云つてゐる(中にも比較的多いのは詐欺罪の者六・五%、殺人罪のもの七・五%。ジョリー Jolly は七七〇〇人の懲治青年中一三%は兩親に犯罪者を見、一二%は兩親に浮浪乞丐者を有してゐたと云つてゐる。其他ペンタは五百人の犯罪者中一七・六%、ウイリジリオは百人の青年犯罪者中三二・二%、テサル De Sarlo は百十人の青年犯罪者中三〇%、フェレ Ferre は八二二七人の青年犯罪者中三〇・五%のものが、何れもその兩親に犯罪者を有してゐたと云ふ旨を發表してゐる。

クレラ Kurella は無賴漢 ミュラー Müller の一家を例として犯罪性の遺傳現象を證明してゐる。即ちその系圖は左の如くである。

ウイヘルム(強盜・死刑)

ニコラス(強盜)



しかし ジャン・クレチアン 及びその三人の子 ジャン・ジョセフ、トーマ 及び ビエール なるものが如何なる人間だつたかについては記録に何にも書かれてゐない。前にも一寸述べた如く犯罪者で兩親に酒客を有するものは非常に多いやうである。 ドウソン Dawson の研究によると、米國の感化院收容兒の中で男兒の八〇%、女兒の四七%は、その兩親の一方に酒客を有し、男兒の一九%、女兒の八%はその兩親の双方に酒客を有してゐたと云ふことを報告した。斯う云ふ類の統計は他の學者からも多數に擧げられてゐるが、之は事實上兩親の酒精中毒が子の素質に累したのか、兩親の犯罪が原發的素質的のものなのか。飲酒は犯罪の原因たることもあり、又その結果たることもあり得るから、こゝ等の關係は一概に簡単に云ひ切つて了ふことは出来まい。それ故此の種の統計の價値も中々簡単に論じ去ることも亦出来なと思ふ。前章にも述べた如く、飲酒酩酊により一時的に理智の行

動抑壓作用が脱落して、その間に原始本能が力強く現はれ犯罪性に走る例が少なくないからである。しかし何れにせよ、酒と犯罪とは、直接の關係があるばかりでなく遺傳の上に於いても亦右に述べた如く、かなり著しい關係の存するものであることは否むことは出来ない。

米國のアリソン Allison は殺人暴行等の重き犯罪者が同一家族内に多數に生ずる例は往々にある旨を述べ、マッテアワン州立精神病院 Matcawan State Hospital 内に同時に左の如き家族同志が檻禁せられてあつたことを報告した。即ち二人の兄弟(兄は二回の殺人未遂、弟は残忍なる強盜犯)、二人の兄弟(兄弟共に殺人)、二人の従兄弟(共に殺人未遂)、父子(父は四回の殺人、子は殺人未遂)、二人の姉妹(姉は殺人未遂、妹は暴行)、二人の兄弟(兄は殺人、弟は放火)、二人の兄弟(共に殺人)等が之である。

最後に従前の文献中から世界的に著明な犯罪性家族の二例を擧げて此の章を結ぼうと思ふ。其の一はオーブリー Aubry の報告したものであつて、五世代に亘り犯罪者を出した家系に就いてである。其始祖のエーメ・ガブリエル・ケランガル Aime Gabriel Kerangal 夫妻は格別著しい精神異常者ではなかつたらしく思はれるが、

しかし此の夫妻から生れた子孫の五世代の間に亘つて、その家族は全く精神低格者、犯罪者、賣笑婦等のみの群といふべきであつたが、しかし眞の精神病者は一人も生じなかつた。又その家族中の或分家の一族には不思議にも一人の犯罪者もなく、却つて社會的に有名な優秀詩人一人及び優秀畫家一人を産出してゐるのである。而して此の全家族を通じ、自殺と姦通とは殆んど無數に擧げられてゐる。其他細々しい微罪を犯した者や、單に犯罪傾向を示した者などは、全くその數を擧げ難いほどであるが、殺人罪者は七例、其の他の重罪者は八例が此の家族中に見出される。

次に擧ぐる例は米國に於いてダグデール Dugdale によつて研究報告せられた ジェーク Jukes 一族に就いてである。此の家族は紐育州内に生れたもので、その一族の祖先たるべき者は和蘭からの移住民で一七二〇年頃に生れ、此の者は獵師且漁夫を業とし、大酒家ではあつたが、性質快活な人柄であつたらしく、時々思ひつくと發作的によく働くが、その間は怠惰放縱な生活を送つたといふことであつた。此の時々思ひついたりやうに働くもの、即ち仕事の間歇性を示すのは生來性犯罪者に

特有な特質の一つである。此の者は老年に於いて失明して死亡したといふが、その残した子供は多數あり、その多くは私生兒であつた。その中の女兒五人が後に此の有名なジューク一族の子孫の始まりとなるのであるが、多數の男兒中の二人は此五人の女兒の中二人と血族間の結婚をしてゐる。此の五姉妹について、その五世代後迄の家系の者を詳細に調査した所によると、其の調査總人數は七〇九人である(調査不能の者並に夭死者三百人をも加へると、恐らくその家族全數は千二百人にも上るだらうと云はれてゐる)。その中には少數の眞面目な勞働者もゐることはあるが、大體に於いて犯罪者賣笑婦・浮浪者及び貧窮者のみの一大集群であり、即ち常習性乞食が三一〇人、自己の招いた悪性の病氣によつて死んだもの四四〇人、女の五二・四％は賣笑婦である。犯罪者は一三〇人で、その半數は常習窃盜者である。やゝ重罪の者は七六人で一一五件の犯行を行つてゐる。此の間にまづ正常人と思はれる者は一七％に過ぎない。小學教育を受けたものは一人もなく、二十人足らずが職工として働いてをつたが、その技術は皆監獄内で教へられたものであつた。一八〇人は不收容救助金交附を受けたが、その期間・年數の延べを加

へると八百年間にも上る。記録中の記載洩れをも推算して加へると、恐らく延年數は二千三百年にも上ると思はれ、前後七十五年間に此の一家の者の爲に直接に費された公費は、少なく見積つても百二十五萬弗以上に上るだらうとダグデールは推算してゐる。従つて間接に社會の受けた損害は到底想像することさへ出来ないほどであらう。まづ今迄の學術的報告の中で犯罪性の遺傳に關し、此のジューク一家ほど著明な且大規模な例證は他に存在しないやうである。

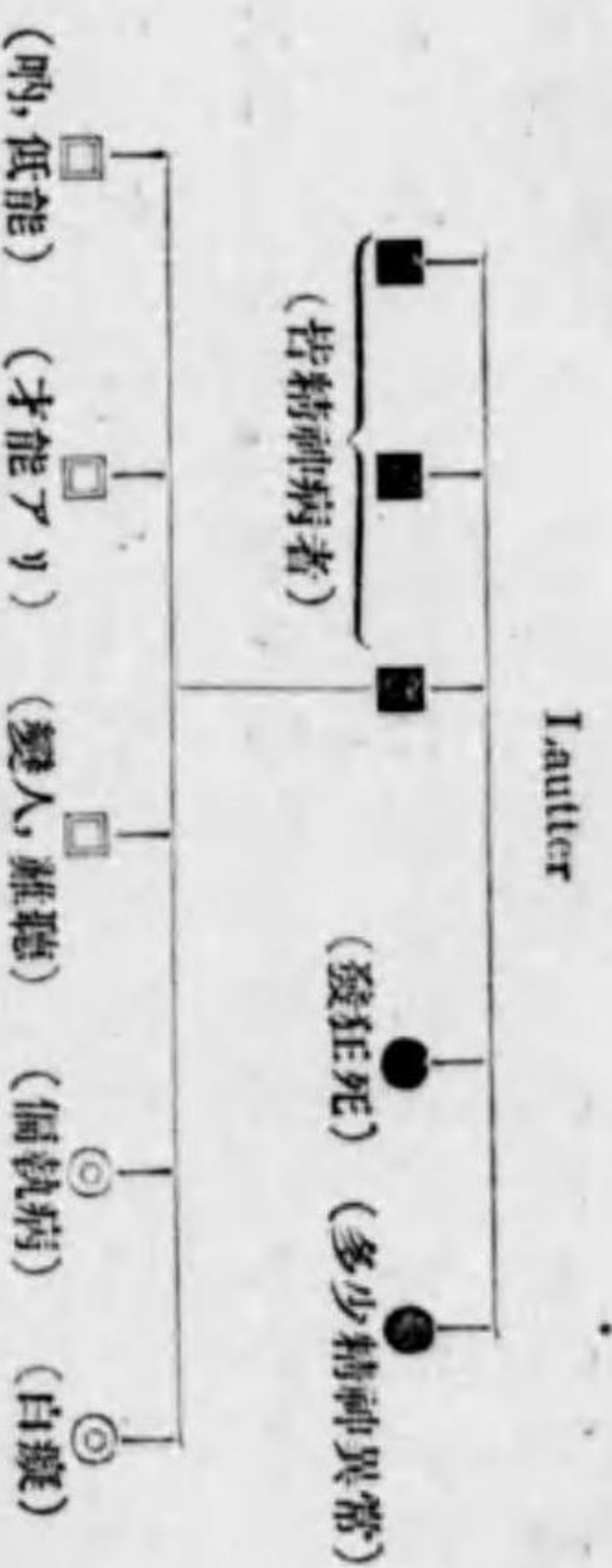
兎に角に上記の如く犯罪性そのもののみが獨立に遺傳因子として遺傳するのではなく、犯罪性や精神病・神經病等が一家族内に多數に現はれて來る事實を見て、犯罪と精神病とは遺傳學的に同一範類に數へ入るべきものたることが理解せられるであらうし、又犯罪を遺傳學的に豫防すべき方策は、とりもなほさず精神病發生の豫防方策と同一のものたるべきであつて、優生學的立場から云へば精神病と犯罪とは同日に論じて然るべきものだといふことがうなづかれるであらう。

第十一章 犯罪性家族遺傳各論

病的な不徳症或は反社會者 *Antisoziale od. Gesellschaftsfeinde* に就いては、前章にも亦精神病の遺傳を論ずる所にも一應は述べたのであるが、此の種の常習性犯罪者は今日廣く精神變質症の中に數へられる生來性性格異常の一種と看做され、其の特徴は智力の方面にはあまり著しい缺陷は認められないにも拘はらず、其の道徳性即ち社會的本能の發達に於いて甚だしい缺陷が認められ、少しも道義的情操が發達しない爲めに、其の原始的本能に基く反社會的行動をば、平然と、然かも殆んど常に行つて、之れに對し訓戒や懲罰を加へても少しも反省する事がなく、却つて社會に對する反抗心を強めて行く如き傾向があるものである。此の者は前にも述べた如く *ロンブローゾ Lombroso* の所謂生來性犯罪者 *Delinquente nato* *アシヤフエンブルグ Aschaffenburg* の所謂職業的犯罪者 *Beschäftigungsverbrecher* に相當するもので、今日の醫學的經驗によれば、斯う云ふ者は自然の精神的發育に任せておいては、其の反社會的傾向は決して自づと治癒する如き事なく、一旦斯かる者を發見したならば社會生

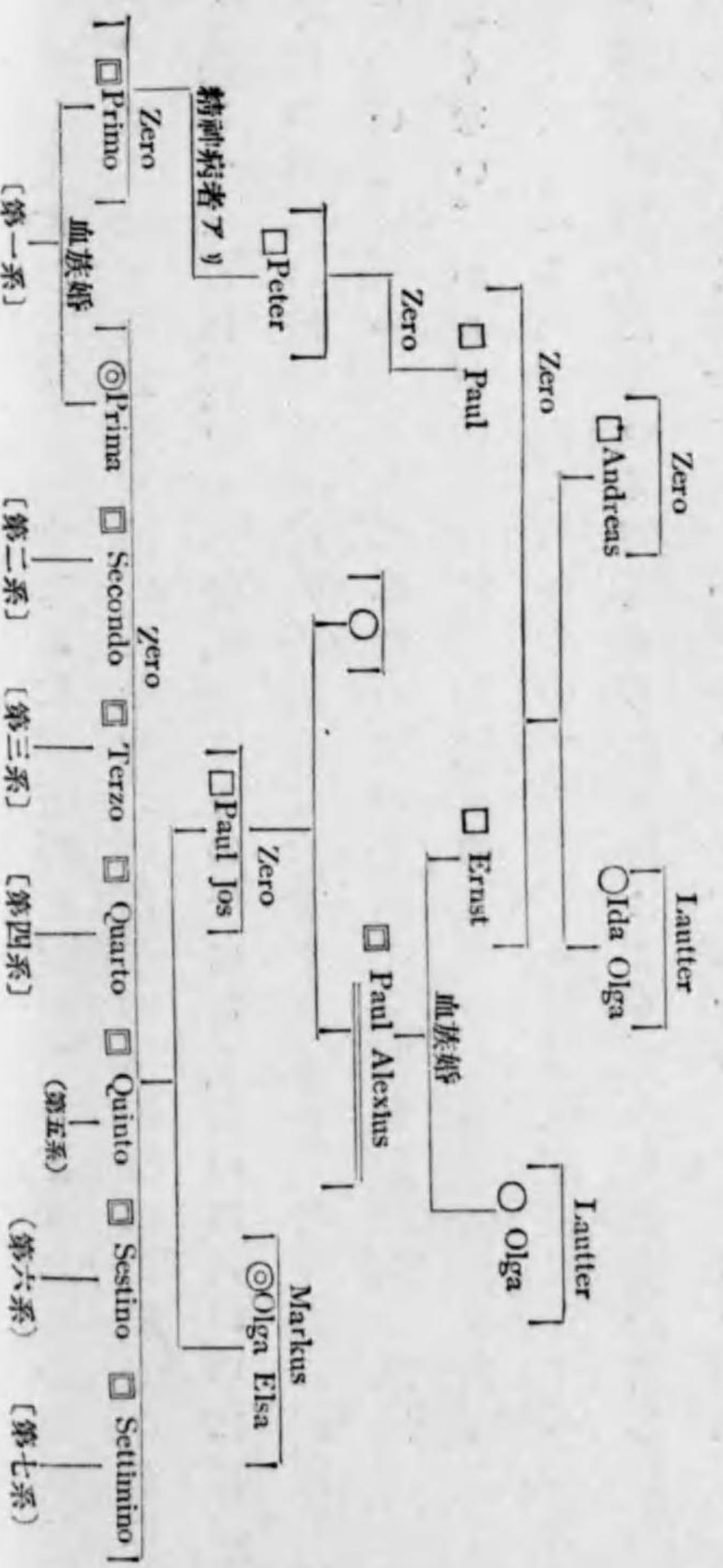
活から隔離して監禁し、以て社會に及ぼす害毒を豫防するより外に對策のないものである。斯う云ふ所謂素質的の反社會的傾向者、即ち素質的犯罪者は、前にも述べた如く決して單獨に、ぼつんと發生するものではなく、其の家系の中には言ふまでもなく他の種類の精神病者精神缺陷者も亦多く見られるのであるが、併し特殊の家系に於いては、同一家系内に亦此の種の生來性犯罪者が何人も輩出する様な例も尠なくない。かるが故に從前犯罪性其のものが特殊な遺傳素因として傳はるかかのように考へられた事もあつたのである。今犯罪性遺傳に關する各論の代表として、從前の學者によつて研究せられた所により、犯罪者を多數出した家系に就いて少しく詳しく述べて見たいと思ふが、先づ *ホフマン Hoffmann* の記載に從つて、稍々精密に *ゼロ Zero* の家族を叙述して見やう。此の *ゼロ* の家族に就いては、前にも述べた如く *エルゲル Jørgen* が綿密に其の家族の一一の者について取調べて學界に報告をしたのである。今その抑々の生立ちから述べて見たいと思ふ。瑞西の *サンド Xand* と言ふ淋しい連山に圍まれた谷合の寒村に *ゼロ* の祖先は農夫として生活して居り、土地では相當重きをなされたものであつた。其の先祖の名は

Zero I.

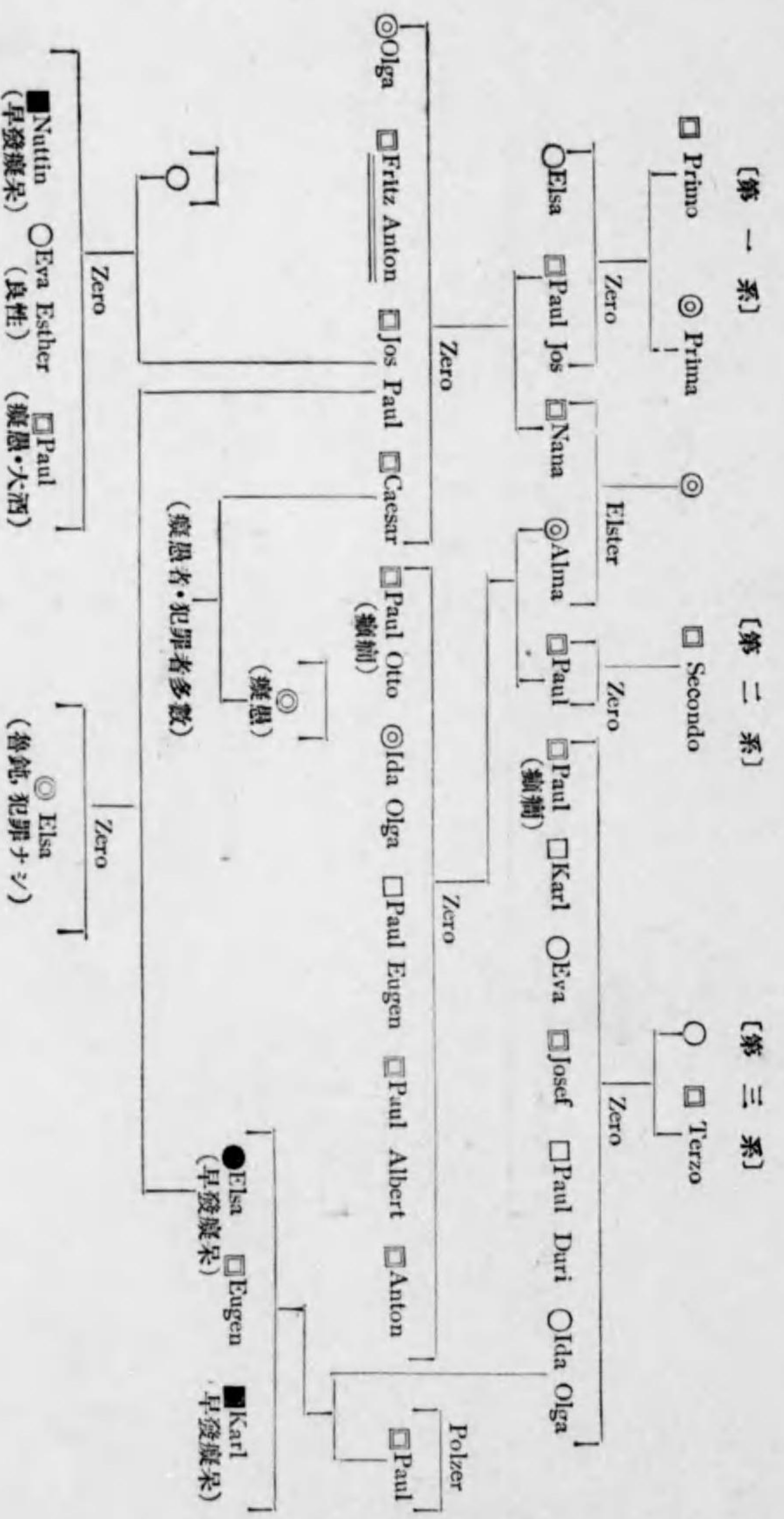


但シ、
 □ 男 ○ 女
 ■ 精神病者
 ● 變質者

Zero II.



Zero III.



アンドレアス・ゼロ Andreas Zero と云ひ一七三九年に生れ、父の業を繼いで粉挽業を營んで居た。此のアンドレアスに二人の息子(Paul u. Ernst)がありこれから幾筋かの系圖が分れたのである。第一子のパウル Paul の家系から出たものは物堅い正直な人間が多く、其の中には名譽職に就いた者もあつた。其の第二子エルンスト Ernst の血族婚による子パウル・アレキシウス・ゼロ Paul Alexis Zero の家系に屬するものこそ、即ち無頼漢の一家を作り出す元となつたのである(附表参照)。此の特異の家系は如何にして生じたかを先づ説明しなければならぬ。此のパウル・アレキシウス・ゼロと名づくるものはアンドレアスの子のエルンストとアンドレアスの母方ラウテル Lauter 家の者と血族結婚によつて生れたもので、之れは鑄掛師を業とし彼方此方と地方を浮浪して生活して居つた。此のアレキシウスの母たる者及びアンドレアスの妻たるものは、共にラウテルと名くる家から出たものである。ラウテルの家筋には既に一七一三年に妄想性精神病者を生じたこと云ふ事であるが、併し前世紀の終りの頃此の家系の者を見ると別表の如く精神病者の多く出てゐる中に、一名優秀な人間も混つて居る。即ち此のラウテル家系には此の系譜か

ら見ると乖離性の素質が存してゐるやうである。パウル・アレキシウスに於いて浮浪性の症候を發したのも恐らく此の乖離性精神病的の遺傳因子から發生したものであらうと観察せられ、其の血族結婚が其の重大な原因であらうと思はれる。パウル・アレキシウス及び其の子達は矢張浮浪生活を營んで居つた關係上、同じく浮浪性の鑄掛師の間から私通關係によつて其の妻を選び、従つて益々不良な遺傳因子が濃厚になつて行つたものと認められる。表に於いて見られる如く、パウル・アレキシウスの孫に當るものは七人あり、此の七人が所謂ゼロ家系の夫れ／＼の分家の祖先になつて居るわけであるが、今之れに就いて一々詳細に其の家系を追究して見たいと思ふ。

(第一系)はプリモ Primo 及びプリマ Prima (何れも第一と云ふ意味の假名)から始まる。このプリモ(男)はアンドレアスの第一子系の孫のペーテル Peter (其の家族には精神病者があつた)の子で、アンドレアスの曾孫に當るものである。プリモは氣のよい教師であつて、大酒に耽つた爲め遊蕩怠惰の生活に流れたと謂はれるが、其の妻となつたプリマがパウル・アレキシウスの第一の孫に當るもので、之れが著明な浮浪

者であつた。此のブリモとブリマとの血族結婚に依て其の間に生れた子供は、エルザ Elisa とパウロ・ヨゼフ Paul Josef であり、そのエルザは獨身で通し、別段性格に悪い所もなく他家の女中を勤めて居つたが、ヨゼフの方は魯鈍者で、智能遅鈍で、行動輕卒、且お人好しの浮浪者であつて、贓物買ひを仕事にして居つた。ヨゼフがナナ、エルステル Nana Elster と云ふ殘忍な犯罪性ある女と一緒になつて、其の間に更に一層素質の悪い子供が四人も生れたのである。其第一子オルガ Olga は浮浪性、虚言癖、盜癖のある賣笑婦で、第二子フリッツ・アントン Fritz Anton は濟度すべからざる惡黨であつたが、その性質は母の犯罪性と父のお人好しとを合せた様なもので、其の體格は瘦形であつて、褐色の毛と、大きな聳えた耳と、深く窪んだ眼と、太い眉毛と、廣い鼻と、大きな鼻孔とを持ち、髯は甚だ少なく、口は大形で頸は太くて短かい特有な顔貌の持主であつたといふ。併し智能は優れて居て、幾ヶ國かの外國語を話したといふ。其の手蹟は見事な物が残されて居る。此の者は小さい時から、ごろつき生活をして居り、後には何んでも盜むものさへあれば泥棒をすると云ふ程のものになつた。殊に寺院の養錢箱から金を盜み出すのが非常に得意であつた。此の

仕事に於いては、彼れは何人にもすぐれて妙を得て居つた。逮捕せられても彼れはうまく詐はつて罪を逃がれる術を心得て居た。警察も可なり此の爲めには手古摺つたが、フリッツはいつも警察よりも上は手であつた。話し上手で、一杯飲むと冗談交じりに此の犯罪物語りを得意になつて辯じ立てた。捕へられては監獄から監獄へと渡り歩いて暮してゐたが、法廷では定まつて其犯行を少しも隠す所なく告白し、従つて非常に氣のよい人間である事が認められた。嘗つて或る殺人事件の犯人の嫌疑をかけられた事があるが、彼の性格を知るものは、フリッツが殺人を行ふ筈がないと誰しも考へた程であつた。又娘の母の同意の許に十三歳の或娘と同棲して居つて、後夫れを強姦したとの訴へを受けたが、併し斯う云ふ行爲は彼の環境から言へば犯罪と考ふべきほどのものではなく、尋常の事と見るべきものらしい。斯う云ふフリッツの様な性格の人間は犯罪者の中に往々見られるもので、つまり少しも粗野な亂暴な所がなく、又物を少しも包み隠しをする様な事がなく、至つて情愛の細かい天真爛漫のものである。此の情愛の細かい所は、性格學の方から言ふと輕躁病的の傾向を多分に持つて居つたものらしく思はれる。之れに

較べると、ヨゼフの第三子即ちフリッツの弟でヨゼフ・パウエル Jos. Paul は堅物で、他人と交際せず、怒りつぽく大酒飲みで、貧乏暮しをつゞけたのであつた。此の點は乖離性素質者である。此のヨゼフの子供のヌッチン・ゼロ Nuttin Zero といふのが早發性癡呆に罹り且結核を有し、大酒飲みであつたが、其の遺傳因子としては非社交的な乖離性素質を強く受け繼いだものである。更に前に戻つてパウエル・ヨゼフの第四子チエーザル Casari は浮浪性の盜癖のあるものとしか傳はつて居らない。

フリッツ・アントン等兄弟の母であるナナ・エルステルは前にも述べた如く残忍な犯罪者であり、其の感情性の冷酷な事等により、矢張乖離性素質者と認める事が出来る。然かも此の女が乖離性精神變質者たるヨゼフ・パウルの母であり、又早發性癡呆者たるヌッチンの祖母なのである。ヌッチンの弟たるパウエルは、後ちに述ぶる如く癡愚で浮浪性で、大酒で怠惰で、乖離性の亂暴者であつたと云ふ事と照らし合せて、遺傳學上甚だ興味ある事である。兎に角フリッツ・アントンが特別に獨りだけ、かけ離れてお人好しな物を隠し立てしない冗談好きな性質を持つて居つて、乖離性の犯罪者とは異なつた性格的特色を示して居つたと言ふ事は注目し價する。之

れを要するに此の(第一系)に於いては其の全體を通じ、所謂犯罪性が主として乖離性素質に基くものと言へるであらう。

(第二系)に於いてはパウエル・ヨゼフの子セコンド Secondo(第二)といふ意の假名)から始まり、此の男は浮浪者であつた。此のセコンドの子パウエル Paul は、癡愚でお好しの者であつたが、夫れの配偶者となつた者はアルマ・エルステル Alma Elster と言ひ、(第一系)で述べたナナ・エルステルの妹である。ナナは前にも述べた如く乖離性の犯罪者で、此の者の血によつてゼロの家系が一層犯罪性に富むものとなつたほどの者である。今此のパウエルとアルマ兩人の間の子供を見ると五子あるが、其の中アントン・ゼロ Anton Zero は浮浪性のやくざ者であり、パウエル・アルベルト Paul Albert は銀貨偽造と性的犯罪とで罰を受け、智力は癡愚で、嫉妬深く、矢張浮浪生活をして居つた。アントンの方は犯罪はしなかつた。之れを以て見ると、矢張多數の子の中には色々素質の違つた者も生れるのであつて、犯罪は必ずしも環境が同じだから夫れのみによつて發すると云ふ事計りも云へないと思ふ。始めに生れたパウエル・オットー Paul Otto は白癡で、然かも癩癩持ちであつた。此の白癡は恐らく其の父

の低能が遺傳したのであらう。次のイダ・オルガ *Ida Olga* (女) は癡愚者であり、又次のパウ・オイゲン *Paul Eugen* は犯罪はなかつたらしい。

(第三系) はテルズ(第三の意)と假名する浮浪性の鑄掛師が始まりで、此のテルズの妻となつたものは如何なるものか判然しないが、此の家系に於いては幾分遺傳素質の再生(改善)現象が起つたらしく思はれる。即ち其の子は六人あるが、第五子パウ・ドリ *Paul Duri* は定住した或る舊家に婿入りし、夫れから以後の子供は皆定住して犯罪はなかつたらしい。第二子カルル *Karl* は始めは浮浪生活を送り、性格は眞實目な、つゝましやかなもので、後ちに或る農家の娘と結婚し、後ちには名譽職にまで上つたと謂はれて居る。其の他の子供は皆生涯浮浪の生活を續けて、第一子パウ *Paul* は癲癩持ちであつた。第三子エバ *Eva* (女) は乞食であつた。第四子ヨゼフ *Josef* は酒飲みで浮浪生活をして居つた。末のイダ・オルガ *Ida Olga* と云ふ娘は本人の性質は精しく傳はつて居らない。其の夫パウ・ホルツ *Paul Polzer* は家筋はよいが、放蕩者であつて、其の間に生れた三子の中でエルザ *Elsa* とカルル *Karl* は早發性癡呆に罹り、もう一人のオイゲン *Eugen* は酒飲みで人と相和せない性格

の者であつた。之れを要するに(第三系)にも道德性の低格と乖離性の素質とが其の家系に流れて居る様に思はれる。

(第四系)の祖はクアルト *Quarto* (第四の意)と假名し、矢張浮浪性の大酒飲みの鑄掛師であつた。其の配偶者は同じ鑄掛師の仲間だが、百姓の娘であつて、其の間に出來た子供三人の中パウ・レオ *Paul Leo* はフランスの土地で農夫として着實に働き、晩年老耄性癡呆で死んだ。次の子カルル・オイゲン *Karl Eugen* は浮浪性の鑄掛師をして居たが、其妻となつた者は全く身に一丁字もない行商人で、其の息子が泥棒をして養つて居つたと謂はれる女である。此の間に生れた子供の中、ルイス・カルル *Luis Karl* は愉快な同情のある性格者で、窃盜犯罪者ではあつたが、(第一系)のフリッツ・アントンとよく其の性格が似て居る。即ち冗談好きな、夫れで手細工の巧みなものであつた。此の者は知つて居る仲間の間でも、よく僞名を使ふのを癖とした。法廷に立つと何時でも正直に細々と愉快さうに其の窃盜罪の経過を述べるので、つまりフリッツ・アントン同様輕躁病的傾向が明かに現はれたものである。其の兄弟オスカー *Oskar* とヘクトル *Hektor* とは共に盜癖者であつたが、カルルと共によく

手傳ひ合つて働いてゐたと云ふ。其の中へクトールの子供は二人あつて、共に氣立てのよい者であつた。クワルトの第三子カルル・ルイス Karl Luis は浮浪者であつたが、併し大層上手な左官職で、且靴直しも巧みであつた。併し其の子供四人の中ナナ Nana は早發性癡呆に罹り、平生嘘つきで非常に色情亢進を呈してゐたと言ふ。其の姉妹の中リザ Risa は偽證罪で罰せられ「ヒステリイ」で平生よく仕事はしたが、之れも多情であつた。又他の二人も多情な女であつて多數の私生子を生んだ。

ナナの早發性癡呆に罹つた事は前に述べたが、其の娘リーナ Lina Zero は不思議な性格の持主であつた。即ち始めは子守下婢等として方々に雇はれて轉々して居つたが、其の間に段々と評判が悪く、私生子を四人も持つた。其の中二人は夭折したが、他の二人は「ストリキニーネ」で残忍にもリーナに殺されたのであつた。始めの殺人罪の後で、彼女は平氣でもつてもう一人の方も殺したいと言ふ意味の事を言ひ、手紙で以つて其の子に毒を盛る様に言ひ送つたと云ふ。此の娘を精神鑑定した者の記載に依ると、リーナの顔付は、いかにも冷酷な無情な表情であつて、其

の目つきは氷の様であつて、人をぞつとさせるやうなまなざしであつた。そして少しも親愛の情なく、其の笑ひ方はいつも冷笑で、少しも眞の情を伴はない笑ひである。其の行爲に對しては何等悔恨の情なく、其の犯行さへも否認し通したと云ふ。斯くの如き道德性の缺陷は所謂生來性犯罪者の特質であつて、ルイス・カルルやフリッ・アントンに見られた性格とは全く反對のものである。斯かるリーナの示した冷酷な犯罪性は、乖離性素質に基く事明かであつて、其の母の早發性癡呆から遺傳したものであらう。

(第五系)の祖はクイント Quinto (第五の意)と假名し、此の人は鑄掛師であつたが、無難な人で、何も悪事をした事なく、其の子も快活な性格であつたと云ふだけで、此ゼロ一家に於いては犯罪性を傳へなかつたものである。

(第六系)はセスチモ Sestimo (第六の意)と假名する浮浪者から始まる。併し此の家系では矢張道德性の缺陷が幾分再生(改善)して來た様な傾向が見られる。別表の系譜に就いて一應見てもらひたいのであるが、セスチモの孫娘のノラ Nora はセスチモ・ゼロの先妻の筋から出で、之れは或る農夫と結婚して、其の子には勤勉な正直

なものが生れて居る。セスチモの後妻の筋を引く孫娘のイダ・ナナの子供に於いても矢張同様な事實が見られる。然かるにセスチモの先妻の孫に當るパウロ・オイゲン・ゼロ Paul Eugen Zero 及び其の妻は二人とも勞働生活をして別に悪性はなかつたが、其の娘ナナは賣笑婦で盜癖があつて、名前を變へては方々渡り歩いたものである。此のパウル・オイゲンの母に當るレア・ホルデル Lea Holder は頭のよい者で、巫子等をして亭主を養つて居たと謂はれる。

(第七系)はセッチミノ Settimino (第七の意)と假名するものから始まる。此の者は浮浪性の鑄掛師で、大酒飲みで亂暴者で家族を虐めたものだと言はれる。其の息子五人の中パウロ・ヨゼフ Paul Josef は酒精中毒性癲癇に罹つたが、體格は偉大で職業は上手の方であつた。其の配偶者のリザ・ホルデル Lisa Holder は前に述べた(第六系)のレア・ホルデルの妹で、魯鈍で煽てに乗り易い性格の者であつたが、此の二人の間に出來た子供は別表に見る如く、精神素質が皆甚だしく變質した者ばかりで、中には甚だしい低能者もあつた。其中エルンスト Ernst の如きは魯鈍な上に變人で、大酒飲みで長い間行衛不明であつた。恐らく此の人間は乖離性素質者で父や

祖父の亂暴な性格を受けついでものであつたらう。

此のゼロ家系を通覽して見ると、全家系を通じて極めて著しい早發性癡呆症の遺傳の血が流れて居る事が認められ、尙此の外に同じくエルゲル Jergel の研究したマルクス Markus 一族の犯罪家族と照し合せて見ても、犯罪性と云ふ事と乖離性並びに早發性癡呆の素質とが、生物學的に極めて密接な關係のものたる事がわかり、其の代表者としては(第四系)のリーナを擧げる事が出来る。唯(第四系)のカルル・ルイス及び(第一系)のフリッツ・アントンの二人だけは乖離性の外に偶然、輕躁病の血液が多分に混つて居つたと考へられる。

(第四系)を見ると、兩親が比較的眞面目な者たるに拘らず、其の子に虚言癖者や賣笑婦や又著しい犯罪性の者が現はれてゐる所を見ると、犯罪性素質なるものは此の場合には潜在性遺傳因子に屬するものと見ねばならぬ。又(第一系)に於いても放蕩者の兩親の子に物堅い正直な息子が生れた例がある。之れ亦道德性素質が潜在性因子による事の證となし得るであらう。何れにせよ、斯かる少數の例から直ちに斷言する事は出來まいけれど、大體に於いて兩親共に道德性缺陷のある場

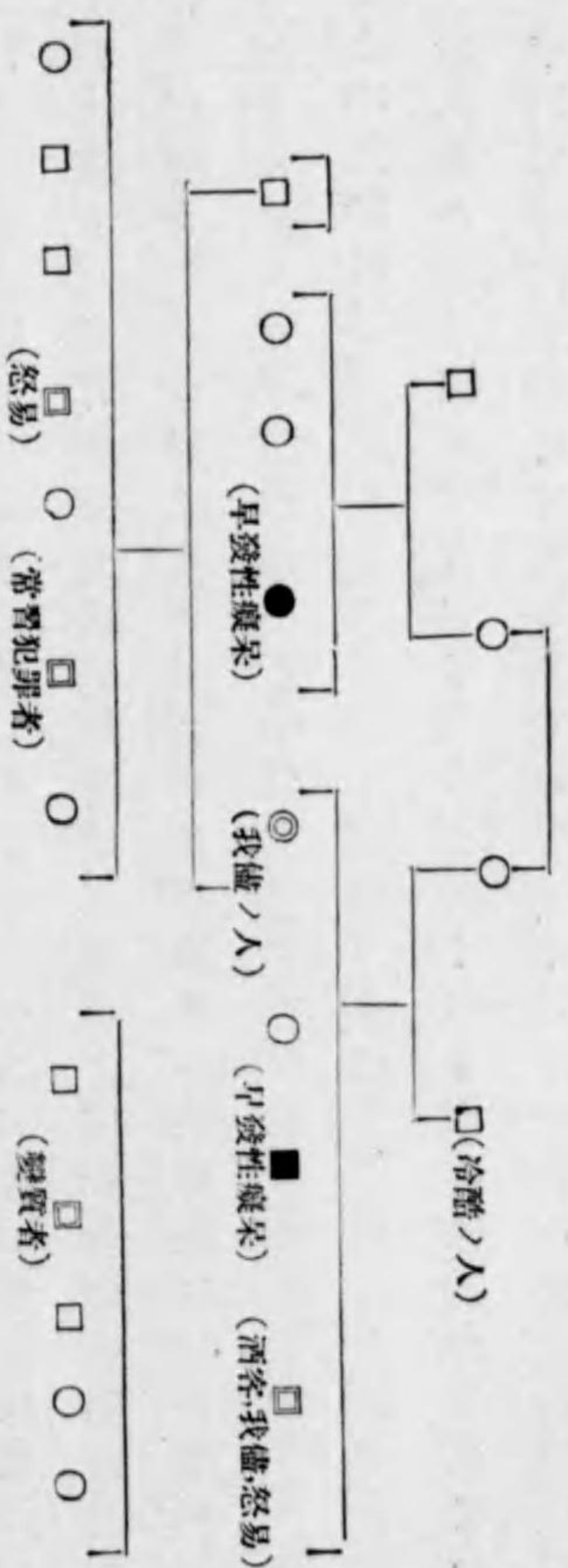
合には、其の子は大部分犯罪性を遺傳し、之が道德的缺陷なきものと結婚すると、其の子に於いて漸次道德性が恢復して多少性格のよきものが生れ出づる可能性があると云ふ事は認めなければならぬ。

尙次にメッゲンドルフ *Meggendorfer* の研究をも紹介しておきたいと思ふが、之れに依ると、青年期の病的不徳症の或る病型は明かに乖離性素質群に屬する事が判る。メッゲンドルフに依ると、早發性癡呆患者は其の幼少時から既に非社交的で虚言に富む者が多い。又學校時代には始めの學年には模範生徒として従順な性質の者が多いが、後ちに多くは怠惰になり、思考の纏まらなくなるものが多く、又他人と親しまないで孤獨な生活をする者が多い。性的には著しく早熟で、女子等は早くから放埒な賣笑的生活に入り、どん底の群に投ずる者も尠なくない。高等の學校に入つても全く學問に従事出來ず、途中で廢學するに至り、勉學と云ふ事には少しも興味を持たず、學問はやらうと思へばどんな事でも出來るのだと云ふ如き事を口では言ふが、少しも實行はしない。長上に對して敬意を拂はず、家族を虐待し、然かも他人に對しては割合に愛想よく他人の爲めによく働いてやる事もある。

虚榮心に富み、親分肌の様な氣性をも示す。又流行を逐ひ、放蕩生活の爲めに金に窮すると借金や詐欺や窃盜までも平氣で行ひ、堅氣の正直を嫌ひ、極めて放埒な生活を營んで居る。自分の義務を果す事を厭ひ、勤勞を胡魔化さうとする。自分の惡徳に對しては少しも之れを自ら咎めず、羞恥、後悔等の念は認められない。然かも相當に智能に恵まれて居るに拘らず、其の感情は全く皮相的で、深い感動なく、自己中心的で、自分の欲求を満たさんためには、随分残忍な事をも敢へてする。其の思考や行爲は全く取り止まりのない事が多く、何んにも動機も原因もないのに興奮をしたりする。教育の効果は全然ない。段々と反社會的の犯罪行爲に深入りして行くが、時としては中年過ぎてから其の性格が社交性に變つて來る者もあり、リンドルクネヒト *Rinderknecht* が之れと同様な例を「犯罪性の類破瓜病」*Kriminelle Heboide* と呼んで居る。

斯う云ふ人々の系統を調らべて見ると、驚くべき事には、殆んど凡ての場合に其の家系中に早發性癡呆者を見る事であつて、今其の一例を別表に掲げておく。即ち早發性癡呆の遺傳因子は、直接ではなくて間接に遺傳する事は、丁度早發性癡呆

Meggendorfer の一例



患者と同じである。メッゲンドルフルは斯う云ふ研究の結果として、病的な不徳症は早發性癡呆とその本態を同じくするか、或は少なくとも本態のよく似た現象に他ならぬと述べて居る。殊に少年時に比較的感情的に豊かな、或は往々敢爲な氣性を持つた普通の性格の子供が、思春期頃から反社會的犯罪傾向を示す様な性格に變つて來ることは、決して性格異常性の素質に因るものではなくて、一種の生理的の變化と見るべきであつて、此の意味から解すると、先天的の犯罪者と雖も必ずし

も犯罪性の家族からのみ生ずるとは限らず、夫れが思春期からさう云ふ性格に變つて來た者もあり得るのであつて、之れは早發性癡呆の素質を有する者に特有な一種の乖離性の現象と見るべきものであらう。斯う云ふ思春期から性格の變る現象を「バラチミー」Parathymie と名づける。「バラチミー」を起す人は、つまり早發性癡呆者か或は乖離性素質者かに屬するものであるが、さりとて思春期に性格變化を起す者を全部乖離性の者と言ふ譯には行かない。前にも述べた如く、生來性に子供の時から反社會傾向を示す變質性の性格異常者もあつて、之れも早發性癡呆に近いものであらう。之等のものが遺傳學上直接遺傳をしないで、いつもその傾向は間接に遺傳する事實は、夫れが潜在遺傳因子に因る爲めであらうと考へられる。

メッゲンドルフルは病的な不徳症に屬する症狀を示すものに癲癇に類するものがあることを述べて居る。即ち斯う云ふ者は小さい時から扱ひにくい子供で、然かも行動に落ち着きがなく、年をとると段々と怒りつぽく悪性になつて來て、同窓生や教師等と色々な事で喧嘩をする。頭腦は相當によいが、落ち着きがなくて冒險

的である。又虚言癖があり、方々浮浪して歩く傾向がある。其の特徴として感動を起す度毎に癲癇様の發作を起し、或る瘧發作或は精神發作、即ち眩暈や不機嫌症を起し、時には徘徊症の發作を起すこともある。併し眞性癲癇者に特有な性格の特徴は示さない。又癲癇性の發作のみならず時には著明な「ヒステリイ」性の性格を示す者もある。又感動に際して譫妄状態や朦朧状態に陥る者もある。斯う云ふ特殊な犯罪者の方は割合に豫後はよくて、或る期間犯罪性の性格を示すものも、後ちに自づと夫れが治つて行くものである。斯う云ふ者と精神病とは遺傳的關係があるかと云ふに、先づ斯う云ふ人の家族に眞性癲癇を見る事は全くない。夫れに反し其の傍系直系には興奮症や放逸症の性格異常者又は同様な犯罪性の性格者を見るもので、殊に詐欺・横領・窃盜・背任等の輩出が多い様である。

メッゲンドルフの擧げた犯罪性性格者の一家に多數現はれた家の系譜を見ると、前記したゼロ等の家系によく似て居る。唯ゼロの家では犯罪性と共に早發性癡呆の者が多數に見られて居るが、メッゲンドルフの擧げた方には之れが一人もない。亦之れに於いては犯罪性が直接に母親から子供の一群に遺傳して居る様

に見える所もある。恐らく此の群は前に述べた「バラチミー」とは其の根本を異にするものであらう。

上記の遺傳研究に依りて察すれば、犯罪性なるものは、主として早發性癡呆或は乖離性の素質と生物學的に密接な關係がある様に思はれる。其の中にも二型あつて、一は犯罪者の家族から起るもの、他は夫れと異なるものである。其の後者は、メッゲンドルフが「バラチミー」と呼んだもので、恐らく早發性癡呆の一變形と考ふべきものであらう。其の遺傳關係は早發性癡呆の他の病型と同じく、間接遺傳の形をとる。之に反して、前者は乖離性氣質に屬するが、其の遺傳關係は屢々直接遺傳に屬する様に見える。併しさうと斷定する事は早計であらう。尙癲癇又は「ヒステリイ」の様な現象をとる犯罪者の一群もあるらしい。此の者には精神病的遺傳の系統がなく、主として犯罪性の人間の多數に出る家系に屬して居て、之れ又直接遺傳の形式をとる者が多い。何れにせよ、今日の犯罪性の遺傳研究に於いては、之れ以上の事を法則的に述べる事は出来ない。尙今後の研究に待たなければならぬと思ふ。

前々より述べたる如く、犯罪性なるものは、社交的本能が缺け、又は社會的の事柄に對する感情上の共鳴を缺如する事が其の特質であつて、従つて斯かる感情の缺陥は先天性に其の心理作用の發育の不充分である場合もあらうし、又特にさう云ふ病的傾向の起ることも考へられる。尠くとも早發性癡呆に罹つたものは、屢々感情性が失はれ、周囲の事に對して不關性となり、自我が充進するけれども、社交的の傾向は失はれて行くのが例である。併し性格異常者の中には全く社交的本能或は愛他的本能と名づくべき感情が缺如して居り乍ら、必ずしも犯罪性に走る事もなく、よく智能と判斷力とに依つて自己の行動に統制を加へ得る人々が尠くない。夫れ故社交的本能の缺けて居る人々が必ずしもいつも犯罪性があるとは斷定出来ない。即ち犯罪の構成には更に考ふべき他の特別な心的要素があるのであらう。

第十二章 精神病者及び犯罪者の

斷種法

以上述べた如く精神病者も犯罪者も、共に遺傳學上から考察すると、何れも不良性の遺傳因子によつて、その病的特質を子孫に更に傳へて行く危険なる可能性を濃厚に所有してゐるものなることが確認せられた以上、優生學の見地から見ると、等の不良なる遺傳因子を剷絶することは、社會の進化改善上緊要なる事であらねばならぬ。然らば其れに對する方策としては、如何なる事があり得るか。それには先づ斯かる不良なる遺傳因子を所有する當人及び當人の家族に對し、爾後の子孫産出を絶たしめるより外には良法はない。その目的のためには結婚禁止の如き策もないではないが、人間はたゞ法令等によつてその結婚に干涉されたからとて、それで性的交渉が行はれなくなるほど無邪氣なものでは決してない。私かに性的交渉は放漫に行はれ、私生兒等の産出によつて、却つて風教上にも取締上にも多大の混雜を來し、且同時に花柳病の蔓延等にも及ぶであらうし、性的交渉の行は

れる限りは、やはりその不良遺傳因子の剷絶を期することは絶對には出來ないことになる。そこで正しい確實な社會政策としては、直接に斯かる者の生殖腺に人為的方法を施して、性的交渉はよし行ひ得ても、不良素質をもつ子孫の生殖の實を擧げ得ないやうに、特殊の醫學的處置を實行するより外に良法はないこととなる。知識階級者で十分此の優生學的事項に理解を有する者ならば、自制により又は避妊等の方法によつて、不良遺傳因子を傳ふる子を産出しないやうに合理的の態度に出づることも不可能ではないであらうけれど、之とても絶對に信賴出來ることではない。人生の享樂並に義務遂行の上に著しい妨碍なき限りは、なるべく簡単な手術其他萬全の方法により、絶對に子の生れ出でないやうな方法を案出せねばならぬ。斯かる目的の下に行はるゝ醫學的方法をば、斷種法又は絶産法と呼んでゐる。今之についてまづ一般的の記述をして見やうと思ふ。

斷種手術の變遷

目下世に廣く用ゐられてゐる斷種の手術方法には次の三種が擧げられる。

(一) Kastration 去勢法、即ち男子ならば睪丸、女子ならば卵巢、即ち生殖腺を全剔出する手術を云ふ。

(二) Sterilisation 即ち狹義の斷種或は絶産法、即ち男子ならば輸精管、女子ならば喇叭管の結紮又は離斷によつて、生殖細胞の排出を絶つものを云ふ。

(三) Röntgensterilisation 即ち深遠レントゲン線照射により生殖細胞の破壊を企て、之によつて斷種の目的を遂げんとするものである。

今日廣義の斷種と云ふ中には、上記の三種の方法を皆含めて云ふのであるが、後にも述べる如く、北米合衆國等にて法律を以て強制的に斷種手術を行ふ如き場合には、主として第二の方法即ち Sterilisation を意味するやうである。此の狹義の斷種と去勢との區別は深く之を注意せねばならぬ。

今之等の斷種手術を精神病者に施したる從來の事蹟を見るに、Kastration を精神病者、癲癇者等に施したのは、古いスコットランドに既にその記録があり、又東洋に於いては古來から支那では宮廷に仕へる宦官、又土耳其ハーレムの王宮に於ける使用人等に去勢の施された事例があり、又伊太利等では聲樂者で「テナー」の聲を聲

變りせず、に永く續けさせるため、特に宗教的の聖樂合唱者等に此の手術を殊更行つたといふことも傳へられて居る。十八世紀に於てヨハン・ペーター・フランク Johann Peter Frank の System der medizinischen Polizey といふ書物を書き、その中に子孫の質を良くする爲めに病者に對しては法令を以て結婚を禁止すべき旨を述べて居るが、その頃はまだ斷種の手術は知られてゐなかつた時代であつた。漸次婦人科學の進歩によつて婦人科的手術が巧みになるに連れ、當時の精神病學の知識では「ヒステリイ」は子宮病から起るといふ説が信せられて居つたので、年若い「ヒステリイ」の女性で治療の目的のため卵巢を剔出された例も多かつたらしい。又月經や妊娠等に伴ふ精神異常の場合にも、之は内生殖器が病氣を起して居る爲めの症狀だから之を剔除するが良いとの理由の下に、婦人科的手術の加へられた例も少なくなかつたらしい。

十九世紀の終り頃には、特に色情異常者、強度手淫者、男子淫亂者、女子淫亂者、陰部露出症者、色情倒錯症者、強姦犯者、兒童又は精神病者に對する猥褻犯者は生殖器に異常があるにより生ずるものだといふ考へから、最良の治療法として去勢手術が施されたのであつた。一八八五年に北米カンザス州に於ては、黒人又は半黒人が白人婦人を犯したるとき、又は白人婦人に結婚を申し込んだときには、その罰として去勢を施すべき法令が布かれ、又一八九八年同州で低能兒院に在院した四十八人の青年に去勢手術を行つたと云はれて居る。一九〇五年には瑞西のウィルの精神病院では二人の女子淫亂者、一人の男子淫亂者及び一人の同性愛犯罪者に去勢手術を施したといふことである。此の頃より以後に於ては世界各地特に北米に於て多數の色情異常者に同様の手術が施されたものである。殊に北米カリフォルニア州では一九〇九年以來、風俗上の犯罪者に對して治療的並に優生學的見地から強制的に去勢手術を施し得る法令を發布した。特に精神病院在院中の者が退院の際に當つて此の手術を施すと、世間へ出ても性的衝動が緩和して、再び風紀の上の犯罪を反復する事がなかつたと云はれて居る。一方には或る低能女子が無節操に私通をなし、その私生兒を殺すこと數回に及んだので、裁判に掛けられたが、心神喪失者として扱はれて結局無罪となつたが、將來同一の犯罪を更に繰返へすことを防ぐために、同人に去勢手術を施したといふ如き事例もある。然るに

斯かる去勢せる女子は妊娠する惧れのないため却つて青年の誘惑の的となり、花柳病傳播の媒介者となつて、却つて世に害毒を流したといふ報告もある(Oberholzer, H. Maier, S. Frank)。併し婦人の卵巢剔出後には内分泌脱落により、種々身體的並に精神的の障礙を伴ふために、此の手術を施すことを躊躇する醫者も少なくなかつたが、近時レントゲン線照射により少しも皮膚を傷けることなく、卵巢や睾丸内の生殖細胞を撲滅することが出来ることが知られ、而かも此の方法により生殖腺内分泌の作用を損ふことがないといふことが信せられるに至つてからは、斷種の目的にレントゲン線を利用する人が次第に多くなつて來た。併し此の方法は其の手術が簡單無痛である代り、その効果が確實でないといふ缺點もあつて、次に述ぶる輸精管、輸卵管の中斷法の簡易にして確實なるに遠く及ばないと評する人もかなり多い。

即ち今日斷種と云へば、特に斷はらない限りはSterilisationを意味するものの如くである。婦人に於て輸卵管中斷の手術を行つたのは甚だ古いもので、既にブルンデル(Blundell)は一八三六年に喇叭管離斷手術を行ひ、フロリープス(Froleyps)は一八五

〇年に焼灼法により子宮腔から喇叭管の内腔を塞ぐ手術を行つたと云ふ。又一八九七年にはケール(Kehler)によつて初めて危険なく婦人科醫の手で喇叭管中斷の手術が行はれるやうになつた。男子にVasectomy、即ち輸精管離斷の手術を試みた人は、北米インディアナ州ジョリアンヴィルの監獄醫ハリィ・シャープ(Harry Sharp)であつた。同人は一八九四年にマース及びオクスネル(Mars and Ochsenr)によつて提唱されたるVasectomyを、一八九九年に囚人中手淫癖の烈しい者の治療に試みて何等危険なく之を果し得たので、此の方法を更に多くの例に試みて研究し、全く危険なく外來患者に三分間で輸精管結紮を行ひ得る手術法を完成したのであつた。恰かも其の頃民族衛生學の見地から精神病者の去勢等に關する議論も八釜しくなつて來た時代の事故、此の簡易な方法は忽ち世間の注目を引き遂に一八〇七年以來、インディアナ州を初めとして、北米の多數の州に強制的に精神病者等に斷種手術を行ふことの法令が布かれるやうになり、特にシャープの行つた輸精管結紮法は手術が簡單で、しかも斷種の目的は確實に遂げられ、一方此の手術では本人の性的衝動並に性交能力及び之に依る快感等は毫も損はれることがない

と云ふ特徴があるので、去勢手術とは異なり、少しも本人の性的享樂を損ふことがないから、人權上少しも之を犯すことには當らないとの論議もあり、廣く精神病院や監獄などで採用せらるゝやうになり、ラフリン Laughlin の報告に依れば、一九〇七年以來一九二一年一月一日迄に、北米合衆國內に於て三二三三人(内男一八五三人、女一三八〇人)換言すれば、精神病者二七〇〇人、低能者四〇三人、犯罪者一三〇人に強制的に斷種法を施し、その内三〇六一人には、去勢でなく此の輸精管又は輸卵管の結紮法が行はれた。殊に一九〇九年以來カリフォルニア州では非常に熱心に人種變質防止のために斷種手術が實行せられ、右の三二三三例中の二五五八例は實にカリフォルニアの一州だけに於て行はれた數であると云ふ。爾來今日迄益々その實施數は増激しつゝあるものと思はれる。

斷種法の實施

目下法令を以て精神病者其他惡質の遺傳關係濃厚なりと認められるものに對して強制的に斷種を行つて居る國は、北米合衆國だけである。現在に於ては北

米各州中二十七州即ち全國の半數に上る州に於て此の斷種法令が施かれて居ることであるが、目下余の手元に在る文献に従ひ、其の内古くから行てゐる十二州だけの實施概要を左に簡単に述べる。今法令發布の年號の順により之を表にして掲げる。左に掲ぐる條件に當るものが強制的斷種を課せられるのである。

インディアナ州	強姦、白癡、癡鈍
ワシントン州	強姦、常習犯
カリフォルニア州	猥褻罪の累犯、精神薄弱、精神病
コンネクチカット州	罪囚、精神病
ネヴァダ州	強姦、常習犯
アイオワ州	罪囚、白癡、精神薄弱、癲癇、微毒、娼婦
ニュージャージー州	強姦、常習犯、懲治場、慈善病院、監獄等に收容せらるゝ 低格者
ニューヨーク州	同上
カンザス州	名譽毀損罪、白癡、癡鈍、精神病、癲癇

ミシガン州

監獄精神病院に收容せらるゝ低能及び精神病患者

ノースダコタ州

懲治場監獄精神病院に收容せらるゝ低格者

オレゴン州

監獄精神病院に收容せらるゝ常習犯罪者

尙之を強制する形式にも大略左の三つの種類がある。

(一) 裁判所の宣告に依り判官が直接に刑罰として斷種を科するもの(例へばワシントン州、ネヴァダ州)

(二) 法律家、醫家等の専門委員の合議によりて決するもの(インディアナ州、アイオワ州、ノースダコタ州)

(三) 裁判官の特別審査を経たる後に斷種を命せらるもの(ニュージャージー州、ニューヨーク州、カンザス州、ミシガン州等)

上記の如く米國の多くの州では既に法令を以て廣く之を行つて居るのであるが、歐洲各國では此の種の法令の布かれてゐる所はまだ一ヶ所もない。たゞ瑞西では民族衛生學的立場から自發的に本人の同意を得て之を行ふことは以前からあり、既に「チューリップ」の「クリニク」Kliniek 並にツィル Wiii の精神病院などにて既に

多數行つたやうであり、Oberholzer, Frank, Maier 等の報告に依れば、かなりの手術上の注意と道德的並に法律的責任とを考へて之を慎重に實施して居り、而して其の效果は甚だ宜しいとの事である。

獨逸に於いては、一九一四年には米國等の實施成績により斷種を行はうとの案も出たのであつたが、當時獨逸の人口増加率が漸次減少する傾向が認められて來たので、國力増進上から云つて單に社會的、民族衛生的、經濟的等の理由のみから濫りに斷種を行ふの不可なるを感じて、獨逸議會に對し、斷種手術は重病患者にして之を行はざれば生命を失ふといふやうな特殊の場合だけに許され、他の理由より之を行ふものは三年以下の禁錮に處する旨の法令案が提出されたほどであつたが、恰もその同じ月に勃發した世界戦争のために、此の法案は立ち消えとなつて了つた。然るに一九二〇年には Binzing 及び Binding und Hoche は一論文を公けにし、生存の價値なき人間は之を撲滅する必要ありと提唱し、今日の如き獨逸の國歩艱難な時代には、國民は無用の病者や有害な精神病患者等の發生による國家の負擔を出来るだけ輕減する必要がある。それには合理的の斷種を行ふに如く

はないとの意見を出した。其の後一九二四年に至り、ザクセンの一醫ベートルス Boeters は獨逸國難の決して忽せにすべからざる事態に鑑み、又一方に戰勝國たる北米合衆國や中立國たる瑞西が、夙に民族衛生學的立場から斷種法を實施して何等の危険もなく甚だ好成績を擧げつゝある實況に對し非常に感慨して、ザクセンの日刊新聞を通じて盛に斷種法の實施の急務なることを宣傳し、ザクセン州廳に向つて其法令 Lex Zwickau の實施を迫り、後には之を獨逸全國に及ばさうと云ふ計畫を樹てた。勿論その當時ベートルスの意見に對し醫學者や法學者の側から賛否囂々の論難が起つたが、結局一九二五年獨逸刑法改正案中に、醫學上相當の理由ある治療的行爲として行はるべき手術は本人の承認なしにやつても傷害罪を構成しないと云ふ意味の個條が加へられたことは、恐らく斯ういふ運動の主旨が加味された結果であらうと思はれる。此の間の種々な論議と研究とは、Schweizer Jahresversammlung でハンスマイエル Hans Maier が述べ、又 Hamburger forensisch-psychologische Gesellschaft でカンケライト Kankleit が精細に報告したことがある(カンケライトの報告は Zeitschrift für die gesamte Neurologie und Psychiatric. Bd. 98 に載つて居る)。

又一九二五年カッセルで開かれた Jahresversammlung des Deutschen Vereins für Psychiatric の席上でローベルト・ガウン Robert Gaupp が報告した Die Unfruchtbarmachung gestig und sittlich Minderwertiger (Zeitschrift für die gesamte Neurologie und Psychiatric. Bd. 100 所載)の編は最近の精神病者斷種問題に對する絶好の文献であつて、此の文も之等の記載に負ふ所甚だ多きこと云ふ迄もない。

斷種實施の學術的根據

斷種は優生學並に遺傳學の立場から考へて、社會にとつて好ましからざ性質を遺傳因子としてその生殖細胞中に具有すと認定せらるゝものに對し、その惡質を子供に傳へないやうにその産兒能力を奪ふべき手術を施す意味で行はれるものであつて、單に子供を作らせないだけの目的としては、結婚を禁止することも一つの方法であり、又受胎するに先立つて産兒制限をするのも、又受胎後に墮胎を行ふのも、その方法たるのであるが、之等の方法は今日法律上又は道義上種々な意義を以て禁止せられて居る。結婚を法律により禁止する如きは既に米國其の他の國

に於て實施して居る所もあるけれども、それはたゞ表面上の事であつて、結婚以外の産兒、即ち私生兒等に對しては何等取締りの方法がないのみならず、寧ろ公生兒よりも其の私生兒等の中に變質遺傳因子を持つものが多分にある位であるから、斯くの如き方法を以て優生學的成績を擧げることが恐らく期待し得られまい。獨り斷種については、墮胎の如く一旦受胎したものの生命を絶つとは異なり、斷種を一旦施せば全然如何なる場合に於ても受胎の危険がない。而も近時行はれる輸精管或は輸卵管の結紮の如きは、其の方法が簡單で絶對危険なきのみならず、性交による享樂がこの手術によつて少しも損せられることがないと云はれる爲めに、手術を受けた者も之により何等人生享樂の不足を感じないといふ點にその特質がある。避妊法による産兒制限は、この人生の快樂を制限する點に於て斷種法に及ばないし、又いつか産兒する可能性があるのだから、之は絶對安全とは云はれない。由來各階級の人々の産兒數を検するに、産兒數は上流社會に於て少なく寧ろ下流社會に於いて多いといふことは人の認めてゐる所である。ポーンヘッフホル Bonthoeffer が乞食、浮浪人等を調査した所、彼等は平均一二兒の子供しか持たぬ

と云ふたのは、調査材料が多少偏して居る嫌ひはありはせぬかと思はれる。兎に角、産兒の制限は上流には必要なく、寧ろ下流に必要なものと思はれる。然るに一方精神低格者は精神作用の優秀又は普通のものよりも繁殖率が多いといふことも、亦民族衛生學者の定論となつて居る所である。しかし著しい精神病者、癲癇者、白癡、重罪犯人等では、早くから隔離等によりその結婚の自由を奪はれ生殖を行ふ機会がない爲めに、惡質を残す惧れは寧ろ少ないのであつて、最も生殖力の著しい低格者は低能兒及び酒客である。英國の統計を見ると此の點が最も精密に現れて居るリヴァプール Liverpool のレンタウル Kentaul の調査に依れば、一九〇一年に英國中に六〇七七一一人の白癡及び低能者があり、その中一八九〇〇人は結婚して居るとのことである。又同年に一一七二七四人の精神病者あり、その中四六八〇〇人は現在結婚せるか、又は離別者、未亡人などである。即ち合計六五七〇〇人の結婚者がある譯であつて、之から生ずる繁殖の實數は恐るべきものがある。殊に性格異常者、其の他の變質者に至つては、到底その實數が分らない程多數であるから、之等の者の繁殖力が若し通常人よりも高いとしたならば、各國共變質者が今

後益々増加して、國民の最大多數が變質を呈するといふ如き恐るべき結果に至りはしまいか。

次に遺傳學上最も恐るべき低能兒は、ロストック Rostock に於けるライテル及びオストホフ Reiter und Osthof の調査に依れば、同地の低能兒學校の全兒童につき検査するに、二三四人の母より一四九〇人の子を産みたることに當り、一人の母につき平均六・四人の兒を有し、同市の一般家族の産兒數の約二倍に當ることを見た。而もその兒の二十五歳迄の死亡率は二九%であるが、通常の者では同じく一七%故、惡質者の死亡率の高きは喜ばしいが、之を差引いても尙低能者の母より出づる子供の數は一家に平均四・五兒あることに當る。尙同市の調査によれば、補助學校生徒に就きその六七・七%は兩親も亦低能であつて、その中父のみ低能であるもの二四%、母のみ低能なるもの三二%、兩親共低能なる者一一・六%に上る。又低能兒にしてその兄弟中に一人以上の低能兒を持つて居るものが七二・七%の多きに昇ると云ふ。ダニエルソン及びダヴェンポート Danielson und Davenport は兩親共低能ならばその子の七七%は低能になる。又親の一方が低能で他の一方が健だが、し

かし低能者の系圖に屬する者であるならば、子供の五四%が低能となる。又親の一方が低能で他が全く健康者ならば三三%は低能となるが、六七%は健である。兩親の双方共健なるか、又は一方が全く健で他方は健ではあるが低能系統の者であるにしても、其間に一人も低能者は生じないと云ふ如き統計を擧げて居る。之に依る迄もなく、低能兒の遺傳關係の甚だ恐るべきものなる事は既に文献上ジューク Juke, ヴォロ Zero, マルクス Markus, カリカック Kallikak, ホルファーク Hill-Folk, ナム Nam 等の家族に關する遺傳學的研究により既によく世に知られて居る所であるが、今其中特に著しいものを一例として擧げると、例へばアダ・ジューク Ada Juke なる低能者の子孫七〇九人中、私生兒一〇六人、淫賣婦一八一人、乞食浮浪者一四二人、養育院收容者六四人、犯罪者七六人(内殺人七人)に上り、エスタブルック Estabrook が一九一五年迄にジュークの子孫二八二〇人を調査した結果に依れば、其大多數は低能で、五〇%は賣笑婦であり、一九一五年にまだ六百人の生存者があつたと云ふ。丁度之に對座する良性の遺傳の實例はウィンシップ Winship が一九〇〇年にジョナサン・エドワーツ Jonathan Edwards 家の系圖を調べた例である。ジョナサン・エドワーツは新英

蘭に於て一七〇三年に生れた僧侶であるが、一九〇〇年にはその子孫が一三九四人あり、その中二九五人を精細に取り調べた所、大學長一三人、教授六五人、醫師六〇人、僧一〇〇人、軍人士官七五人、著述家六〇人、新聞經營者一八人、辯護士一〇〇人、判事三〇人、官吏一八〇人、副大統領一人、國會議員三人あつて、犯罪者は一人もないと云ふ結果を報告して居る。これを以て見ても、低能者家系の恐るべきことが首肯せられる。なほゴダード Goddard に依れば低能者の三分の二は家系遺傳的に生じたものであると云ふ。

次に考慮すべきは犯罪者である。而も犯罪者の大部分は軽度又は中等度の低能者であることは特に注意しなければならない。ゴーリング Goring が一九一三年に調査した所によれば、常習犯罪者にして結婚せるものは全體の六三%に當り、通常人の結婚率より少ない。而してその一家の子供の数は平均三五人で、その死亡率は三一・五%、即ち通常人の死亡率一五・六%の約二倍に當ると云ふ。而も之等の精神低格者の増加して行く率は非常に高く、ベルフィールド Belfield は低能者、犯罪者、精神病者、癲癇者等は最近三十年間に全人口増加率の二倍の割合に増加して居ると云ひ、レンツ Lenz に依れば、一九一〇年獨逸の人口十萬人につき三九二人の精神病者及び低能者あり、更に推算すれば全國に二十五萬人の精神病者、二十萬乃至三十萬人の低能者、七萬五千人の白癡があり、生れ來る初生兒の中一―二%は低能で、〇・二五%は白癡である。精神變質者は人口の約十分の一に當り、又癲癇者は獨逸國中に一萬人あると云ふ。尙瑞西では人口十萬に就き八百乃至一千人の精神病者があつて、その内二五%は結婚してゐると云ふ。北米では低能も精神病も癲癇も凡てを一括して「遺傳する」となし、即ち或る素質から之等の多形の惡質者が生ずるものと考へて (Polymorphismus) 汎ゆるものを斷種しやうとしてゐるらしいが、今日の遺傳學の立場から云ふと、次に述ぶるやうに病氣の種類によつては遺傳率の高下の差が甚だ著しいものがあるやうである。北米では凡て之等の遺傳率を非常に高くふんで居る。シレーデル Schröder に依れば、一九二一年迄に北米で斷種した者の實數は九千人であるが、一方にラフリン Laughlin に依れば、北米合衆國が全く理想的にその變質者の子を絶滅させる爲には、一年に少なくとも全人口の十分の一即ち四十萬人を斷種手術しなければならぬとのことである。

今精神病者の遺傳率に就いて主なる文献を見るに、クレペリン Kraepelin に依れば躁鬱病變質性精神病「ヒステリイ」及び癲癇は大部分は家系遺傳によると云ひ、ストルツ Stolts は精神病者の三分の一は遺傳により發病したものであると云ひ、カウプ Kaup は一九一一年以後プロイセンの精神病院に入病した者を全部調査して精神病者五五〇〇〇人中四分の一は遺傳による旨を述べて居る。併し精細に各病症に就いて調べて見ると、色々關係の異なつたものが澤山ある。

一、癲癇 癲癇の遺傳は學者によりその擧ぐる數字が異なるが、その五〇乃至八〇%は親の神經病乃至精神病並に飲酒によつて起ると云ひ、又癲癇者の子には低格者が多く生れ、而もその大部分は五十歳未滿で死ぬと云ふ。斯う云ふ率の上から北米のアイオワ州、カンザス州などでは癲癇をも強制斷種すべきものの中に數へて居るが、獨逸のリュイチン Rüdin、カイン Kahn、ホフマン Hoffmann 等に依れば、癲癇の遺傳關係は尙甚だ疑はしいものがあり、又癲癇の家系の四代目に癲癇者が消滅した例があると云ふ。而して癲癇者の次代に同じ癲癇者が出る率は五・一乃至一%に過ぎないと云つて居る。然るに米國のウィクス Wicks などは癲癇に甚だ

重きを置き、癲癇者と精神變質者との間に生れる兒は九一%低格である、又癲癇者と酒客との間の兒は八六%低格である、癲癇者と健康者との間の兒は六七%低格であると云ひ、尙同人は三七二人の癲癇者の血族に屬する五五三三人中、正常者二四二七人、癲癇者七〇〇人、低能者三五〇人、精神病者一六九人、酒客五三五人、偏頭痛者一四一人、結核者六四〇人、其の他神經病者、犯罪者、微毒者、盲者、聾者等多數ありたりと云へるに對し、リュイチンは僅かに九%しか遺傳關係を認めてゐない。オーベルホルツ Oberholzer は世代を重ねるに従ひ段々癲癇の遺傳關係は減じて來る事實を擧げ、癲癇は他の種類の低格其の他の精神病を伴はない場合には斷種する必要を認めないとの旨を述べて居る。

二、早發性癡呆 之は非常に罹病者の多い精神病の種類であつて、世界各國の精神病院に於いても、又我が國の松澤病院に於ても、全入院者の四分の三は早發性癡呆である如き有様であるが、此の多數の早發性癡呆者の遺傳關係に就いてはいろいろの異説がある。ホフマンは親の一方が早發性癡呆であると遺傳率は一〇%であると云ふ。或る早發性癡呆者の孫五十人(凡て既に成年に達せる者)の内早發

性癡呆はたつた一人で、他は全部能力秀でた者であつた。従つて早發性癡呆者に斷種を強制する理山はないとの旨を述べて居る。然るにカーンは兩親共早發性癡呆ならば子供の六〇%は早發性癡呆に罹り、二五%は早發性癡呆の傾向を示す者であると云ふ。然るに中には兩親共早發性癡呆なるに拘はらず、その子供が二人共健康であつたといふ報告例もある。キャンノン及びロザノフ Cannon and Rosanoff に依れば、早發性癡呆とは限らぬが、兩親共に精神病者ならば、子供の八六%は精神病となり、親の一方が精神病者ならば三二%が精神病に罹るとの事を云うて居る。

ミンコウスキ Minkowski 夫妻は精神病者の家系を六世代に亘つて研究した結果、次の如きことを述べて居る。即ち第一例 D 家に於ては初代の精神病者の子が、二代目に於て八人中二人が精神病者となり、三代目に於て三十五人中七人、四代目に於て九十八人中八人、五代目に於て百五十五人中三人の精神病者が生じ、六代目に於て九十四人中一人も精神病者なし。又他の B 家に於ては初代の精神病者の子が、二代目に於て五人中一人も精神病者なく、三代目に於て三十五人中二人、四代目に於て九十八人中十人、五代目に於て百五十六人中十二人、六代目に於て六十六

人中一人の精神病者が生じ、つまり初め二三代の間は漸次精神病者数が殖えるけれども、爾來は段々と減じて行く傾向があることを見た。

佛國のモーレル Morel は嘗つて變質遺傳傾向は世代を重ねるに従ひ増激し、大抵三代の後には精神病者の家系は變質の極に達し、斷絶して了ふ旨を述べて居るが、ミンコウスキの研究は幾分モーレルの説に反して居るやうであるが、之は恐らく一方に變質が進むと共に、世代を重ねる間に良き血も段々交るによつて、變質に對する再生現象が起つて來る結果であらうと考へられて居る。

三、躁鬱病 躁鬱病の遺傳率の高きことは精神病學者間の定説であつて、直接に子へ傳はる率が三〇乃至五〇%に上るといふ。しかし此の病はその躁病又は鬱病を呈してゐる時期には明かに精神病者であるが、一旦治癒した間歇期には全く常人と同じになり、此の間に斷種を施行するのは少しく都合が悪い。しかも此の間に産兒してもやはり遺傳はするのである。特に輕躁病者などは中々元氣で、作業力も高く、従つて國家有爲の材能を此の時期に現はす人々も多いが、同時に此の時期は色情充進を伴つて、従つて、産兒の機會の多いことも事實である。斯く斷種

實施上甚だ抵觸する所の多い躁鬱病は、餘程考慮を要することと思ふ。

四、變質者即ち性格異常者、色情異常者、神經質者、ヒステリイ著等に就いては前同様餘程考ふべきことがある。遺傳の上から云へば變質者は是非斷種を施行したい方に屬し、しかも素行の一向修まらない人も多い故、特に斷種を施すの要あるべきであるが、此の群に屬する人の中には、天才者、技能者も多く、又現に社會の表面に立つて相當の功業をなし、又富裕高貴の生活を營んでゐる人も多いためであるから、斯う云ふ人を捉へて強制的に斷種することも風教上面白くない。さりとて大多數の變質者を斷種しなければ、少數の精神病者や低能者のみを斷種しても民族衛生上の効果は著しく望まれまいとも思はれる。次は

五、酒客の問題である。近時は飲酒の中毒によつて變質を來すのではなくて、飲酒現象は既に變質者の一徵候であると考へる學者もある。いづれにせよ、酒精中に胚種を害する毒力あるは明かであつて、従つてフォーレル Forel、リュウヂン Rüdin、ユリウスブルゲル Juliusburger などは、夙に酒客は斷種の要あることを述べてゐる。特に北米の學者は之を高調してゐる。しかし酒客の孫や玄孫に如何な

る影響があるかは未だ醫學的研究が十分でない。酒客の父からベイトローフの如き大天才の生れた實例も少なくない。兎に角酒客に對しては斷種にも及ばず、強制酒客院の制度でも宜しからうと思ふ。たゞ酩酊すると色情亢進し、その度毎にいやがる妻に交媾を強ひて低能兒のみを澤山拵へるやうな特殊の酒客は、妻の申請によつて斷種手術してもよからうなどと云つてゐる人もある。又ジュルクやゼロの家系も酒客から出てゐるが、酒客の子が悪いのは遺傳關係よりも耽溺家の家庭の情況が面白くないためだと論じてゐる人もある。

ハンチントン氏舞蹈病については遺傳關係上歐米人は詳しく論じてゐるが、我國には本病が殆んどないから、茲に論及することを省く。

何れにせよ、遺傳の實際の上から精神病者に斷種を施行する場合には、その病症を考へて種々考慮する要がありはしないかと思ふ。

斷法實施に關しての意見

茲には自説を遠慮し、カンケライト及びガウプの意見をそのまま轉出して結論

に代へる。

カンケライトの考へでは

- 一、他の外科手術と同様に、斷種を民族衛生的又は社會政策的意義より行ふのは、強制的でなく、合意を経て行ふがよろしい。
- 二、それを定めるには、一人の醫師の言によらず、適當な委員の合議によつてするがよい。
- 三、斷種の方法は心身に害を與へない結紮法を用ゐるがよい。
- 四、私人の經濟的の立場から斷種する如きは、絶対に許されない。性的犯罪を重ねる者には性的衝動をもなくす爲めに去勢手術を行つてもよいが、それは必ず成年以後に行ふを要する。
又ガウプの考へでは
- 一、本人の承諾を得て、其の健康増進の爲、將來の危險防止の爲、惡質の子孫を絶滅する爲、並に經濟的事情より斷種をなすはよろしい。しかし去勢手術は將來色慾を基とする犯罪を重ねる惧ある場合のみに限ること。

二、低格者にして後見人なき場合には、醫學的優生學的適應症の者は斷種すべきである。

三、未成年者・禁治産者等には法律的代表者又は監督官廳の同意を得たる場合に限り斷種してもよろしい。

四、精神病者・癲癇者・低能者・重罪犯人にして目下檻禁中の者又は近々檻禁を解かれやうとする者に對しては、政府の強制で斷種を行ふがよい。しかし精神病者の場合は醫師の具申により監督官廳の審議の上行ふことにする。性的の犯罪人に就いては、此の手術を受けた上は多少刑期の上に斟酌して早く社會へ出してやつても危險は少ないと思ふ。

第十三章 斷種法令の動機

目下北米合衆國の二十七州に布かれてゐる斷種法令の動機を夫々調査して見るに、云ふ迄もなくその大部分は優生學的に基因してゐることは明かであるが、中にネヴァダ州の如きは始めから懲罰の目的によつて之を行ふ旨を法令中に謳つてゐるし、ワシントン州では一九〇九年發布の第一法令中には懲罰の目的との旨が書いてあつたが、一九二一年の法文改正の時には、主として優生學的目的の爲めにと云ふ意味に書き改められてゐる。しかし兎に角に法令としても強制的に斷種手術を施行する爲めには、何處迄も優生學的に將來の民族素質の改良を標榜するのではなくば、人道上の趣旨が立ち兼ねる嫌ひがあるであらう。私共は此の斷種法令の動機を次の三點に歸して考へて見たいと思ふ。

一、遺傳

カリフォルニア州の法令中の文言には「遺傳的素因によりて發生し且その子孫に其の病的傾向を遺傳する恐れある精神病者、種々の程度の低能者、倒錯又は著しき

異常を呈する性格の所有者、微毒に基く精神異常者」と指示しあり、又ワシントン州の法令中には「低能者、精神病者、癲癩者、常習性犯罪者、悖徳性變質者、色情倒錯者……即ち劣等又は反社會的の特質を遺傳することによつて將來社會的の脅威となり、又は公立精神病院の厄介となるべき可能性ある子孫を産出する恐れある人々」との旨が規定されてゐる。其他インディアナ、コネチカット、アイオワ、ニュージャーシー、ニューヨーク、ノースダコタ、ミシガン、カンザス、ウイコンシン、ネブラスカ、オレゴン、サウスダコタ等の各州の法令等にも、何れも同様の文言が見られ、即ち斷種手術は優生學的に不良な遺傳因子の泉源を斷つ目的で行ふものなることを明示してゐるのである。

二、治療

前にも述べた如く、始めにハリ―シャープが監獄内で斷種手術を試みたのは、性的興奮や手淫癖のある囚人に治療的の意味を以て行つたのであつた。實際常習性の強盜犯人其他の所謂性的犯罪者に對しては、此の手術は單にその素質たる精神變質の遺傳を防止するのみに止まらず、夫等の病的傾向に對する治療的の効果も

亦決して少なくないものと見られてゐる。又之により兇暴性も治ることがある。それ故ワシントン州の法令中にも「本手術により具體的、精神的、神經的状態の改善を期し得べき者に限り斷種を行ふを得云々」とあり、其の他之に類する文言はカリフォルニア・コネチカット・アイオワ・ニューヨーク・ノースダコタ・ミシガン・カンザス・オレゴン・サウスダコタ等の各州の法令中にも見出される。

三、懲 罰

カリフォルニア州法令中には「此の州又は他州に於いて性的犯罪を二回以上犯したるもの又は他種の犯行を三回以上犯したるもの」に斷種を科し、道德上又は性的常習犯にして無期懲役の宣告を受けたるもの」には必ず斷種を施す等の條件を記してあるのは、つまり此の警告によつて犯行の豫防を期するものであると共に、一種の懲罰的意義を斷種手術に帶ばしめてゐるものと解せられる。同様の意味の文言はワシントン・ネヴァダ・アイオワ・ニュージャージー・ニューヨーク・オレゴン・サウスダコタ等の各州の法令中にも見出される。つまり斷種を強制されることは人々のいやがるものとして、之に懲罰的意味を加味してゐるものである。とにかくに斷

種強制の動機としては上記の三方面の意味が夫々盛られてあるわけである。

斷種の實行機關

多くの州の規程を通覽すると、此者に斷種を施行するを可とすると認められる者に就いては、其の家系、心身特徴、其の他の記載を添へて各機關から具申せしめ、之を特別の委員に依つて慎重に審査してから、手術施行の可否の決定を與へる事になつてゐる。其の委員には夫々斷種に就て十分の理解と理想とを持てゐるべき心理學者、優生學者、人類學者、醫學者等が包含せられ、十分に各個の場合に就て個別的に考査をなし、決して概論的に大雑把に之を扱てはならぬ事になつてゐる。殊に注意すべきは此の判定をば決して内科醫又は外科醫のみの意見に任せて即斷してはならぬ事である。醫師は概して此の手術を甚だ手軽く考へる弊があるが、社會的通念としては、手術は今日尙重大な事に屬するので、必ず醫師以外各方面の學者、行政家等の考慮をも加へて、慎重に判決を下す事にせねばならぬ。その者の家族の生活状態や社會的關係をも顧慮する事を忘れてはならぬ事勿論である。

之により各州では夫々法令中にその委員の選定方について種々の規程を掲げてゐる。而して夫等の委員は更に詳密に優生學的斷種手術を施行すべき精神病者、低能者、犯罪者等に就いて一々其の心身の現症を診査すると共に、その家系歴の調査をも詳しくなすべきことを規定してゐる。蓋し斯くして生物學的研究並に批判の資料を蒐集して、今後此の斷種の結果如何並にその改良法策如何等を討究する資料となすべき便宜の爲めである。

又斷種の決定を與へるにも、一々法廷で宣告をする様式を規定してゐる州もあり、犯罪者には刑の宣告と同時に之を附加して斷種を宣するやうに定めた所^{ネヅ}（^{アダ}）もあり、その様式は各州決して一様ではないが、本書には法律乃至手續上の規程の詳述は暫らく省略しておく。又州によつては本手術施行には本人、配偶者、兩親又は後見人等の承諾を要する旨を定めた所もあり、又之等の同意を得ずとも法の命令のみで施行し得るやうに定めた所もあり、又精神病者の場合に限り本人が心神喪失の状態であつて自ら承諾を與へる能力を認められないから、法定の監護義務者にその宣告を通達するやうに規定せられた所もある。

法令に定めたる斷種手術の様式

別項にも述べた如く、優生學的の目的から斷種を行ふのは、其の個人の生殖能力を永久的に破壊するのが主眼であるが、その手術はなるべく安全簡易で而も其效果の確實なるものでなければならぬ。男子に對しては手輕な方法としては輸精管切除術 Vasectomy である。之は兩側の輸精管のほんの一部を切除する手術で、之の施行には全身麻酔を要せず、局所麻酔のみで、熟練した外科醫ならば數分間に行ひ得、而も本人に對して與へる苦痛は抜齒手術よりも少い位だと謂はれてゐる。之よりも一層簡單なのは輸精管の切除をせずして單にその結紮を行ふものであるが、之は効果が時に不確實であるのを免れないといふ。絶對根本的とも云ふべき方法は所謂去勢手術 Kastration であつて、即ち兩側の辜丸を完全に剔出するのであるが、之は相當の大手術であるから、かなりの設備ある病院で行はねばならぬ。女子に於いては、いづれにしても開腹手術を要するが故に、男子の斷種に比しては、手重になることは免れない。即ち手術上にも多少習練を要するし、又手術の時

間もかゝり、又その恢復にも相當の日子を要するのは已むを得ない所である。その中で簡単なものは輸卵管切除術 Salpingektomie であつて、之は輸卵管の一部を切除するものであり、之よりも一層根本的なのは、卵巣剔除手術 Oophorektomie od. Ovariectomy 及び子宮剔除 Uterektomie od. Hysterektomie である。即ち之等は卵巣又は子宮の全部を剔出するのであつて、さう簡單には行かない。しかし本來斷種が單に優生學的の目的のみから行はれ、他に何も醫治上の必要の伴はない場合には、なるべく簡単な方法を選び、即ち男子ならば輸精管切除、女子ならば輸卵管切除の手術を以て十分にその目的を達する筈である。しかし男子ではその手術は極めて簡單であるが、女子では實際上にはもう一層簡単な斷種方法が発見せられるとよいと思ふ。尤も女子にあつては、一般に所謂婦人病の治療の爲めに開腹手術を要する如き場合が男子よりも遙に多いのだから、斯ういふ開腹手術の機會を利用して、必要ある場合には同時に斷種手術をも併施するのが便である。又近時は開腹術を施さずして、膺の方から子宮角部を搔抓 Skarifizieren し、その癍痕形成によつて輸卵管開口部を閉塞せしめる方法が提唱されるやうになつたが、若し之が十分に成功

すれば、女子に於ても男子の輸精管切除術と同一程度の手軽さを以て斷種の目的が達せられるに至るであらう。

レントゲン線が特に生殖腺細胞を破壊する作用あることを利用して、之によつて卵巣、睾丸等の機能を失はしめて斷種の目的を達するやうな實驗も屢々行はれたのであるが、やはりその施術が簡單に行かないのと、その効果も必らずしも確實とは云はれない缺點がある。

北米合衆國各州の斷種法令を見ると、其の中に斷種手術の法式を指圖してゐるもあり(コネチカット、アイオワ、ミシガン、サウスダコタ)、又單に「安全にして且人道的なる方法により」最も有效なる方法により「委員の指示する方法により」などと漠然たる表示をしてゐるものもあるが、とにかくに上述した種々の方法を適用するに外ならない。

犯罪者に対する斷種法の適用

犯罪學者、法官並に大衆が猶一層犯罪者の生物學的研究に顧慮し、精神病者、低能

者其他の社會生活不適應者に對すると同様に、犯罪者處遇の上に醫學的の考察を加へねばならない時期が到來した。一般に犯罪者と云へば犯罪を犯した者といふだけの意味に解せられるが、之では法律の規程が人爲的のものである以上、犯罪者といふものの範圍も亦自然科学的には限定せられない失がある。即ち刑務所につながれてゐる者の間にも、醫學的に云つて變質的のものもあらうし、又さもないものもあらう。しかし前にも反復述べた如く、廣義に反社會的傾向ある人々を指して犯罪者と呼ぶ時には、その意味の犯罪者は寧ろ生物學的に一定の群を構成する者であつて、即ち法律や取締規則や道德的制裁といふ如き人爲の羈束を離れて、その本能作用の中に既に社會的生活に適應しない病的の衝動性を具備し、其の者の思慮なき行動が社會一般人の生活の脅威となり、迷惑となる如き者を指して云ふのである。斯う云ふ者は凡て精神變質者の中に數ふべきもので、若し其の傾向を有する者が思春期或は思春期以前の青春者であり、その異常傾向が明かに遺傳的先天的のものであり、その者が更に成長すれば暴行者、性慾倒錯者などとなつて社會に害毒を及ぼす恐れあること明白なるものならば、豫め之に豫防的手術と

して斷種或は去勢等の方法を施す時には、性的衝動の發動を起さしめず、その將來の犯行を防ぎ、又一面に不良なる變質の遺傳因子を除く事を得て、將來の變質者發生の防止ともなり得るであらう。而し既に成年以上に達したもので性的犯罪の傾向ある者に單純な輸精管切除位を施したのみでは、生殖の能力を失はしむる事は出來るにしても、その性慾衝動も性交能力も、それによつて失はれはしない筈であるから、やはり社會的に犯罪を行ふ傾向は依然として存してゐるわけである。内分泌に關する研究は今日まだ日の浅い憾みがあるが、將來は此の方面の知識の應用により、性的犯罪者等に對し、その生殖腺内分泌を制限する如き方法によつて其の性慾衝動を減失せしめる手段が見出されるに至るかも知れない。實際強姦其他の性的犯罪を防止するには、斷種の効果よりも性的衝動を減失させる方策を考へる方が必要なのである。それには去勢の如き根本的方法を行へば性的衝動も減退すること確實であらうが、それよりもむしろ内分泌學の方面からのもつと簡單な方法が望ましいものである。従前支那の宦官に行はれた陰莖切斷手術の如きは、單に通常の性交行為が行はれ得ないと云ふだけに止まつて、性的衝

動・生殖能力乃至性的犯罪傾向の如き心理的方面の異常は之によつて少しも除去されはしない。

何れにせよ刑法上の犯罪者とは直ちに生物學上の犯罪傾向者を意味するものではないが、後者は凡て前者の中に包含されてゐるわけであるから、犯罪者に優生學的立場からの斷種手術を施さうとする場合には、先づその犯罪者に就いて十分の檢診を施して、その者が遺傳的の變質者であるか否かを十分に確かめ、然る後に手術をせねばならぬのである。それ故之に關しては各州の法令中に種々の規程が掲げられてゐる。即ち「常習性犯罪者、十歳以下の少女に暴行せる者、道德的變質者、色情倒錯者、二回以上婦女に暴行せる者、犯罪傾向ある精神病者、低能者、癲癇者」などと、いろいろその範圍が限局されてゐるし、又それについても一々その上司の考査と許可とを経て後に始めて施行せられることになつてゐる。

尙附録として現在米國に於ける右斷種法令關係の實情を紹介するため、最近泉二法學博士が刑法改正委員會席上で述べられた所の抄録に基いて左に現在の施行範圍並に米國優生協會の決議案の全文を轉出して本書を終ることにする。

米國の現行斷種法令

現在北米合衆國に於て斷種法を制定したのは左の二十七州である。その大部分は精神病者其他精神的缺陷者の斷種を目的とする。

州名	制定年度	州名	制定年度
インディアナ Indiana	一九〇七	アラバマ Alabama	一九二三
カリフォルニア California	一九〇九	デラウェア Delaware	同
コネチカット Connecticut	同	モンタナ Montana	同
ワシントン Washington	同	ヴァージニア Virginia	一九二四
アイオワ Iowa	一九一一	アイダホ Idaho	一九二五
カンザス Kansas	一九一三	ミネソタ Minnesota	同
ミシガン Michigan	同	ユタ Utah	同
ワイスコニン Wisconsin	同	メイン Maine	同
ノースダコタ North Dakota	同	ミシシッピ Mississippi	一九二八
ネブラスカ Nebraska	一九一五	ノースカロライナ North Carolina	一九二九
ニューハンプシャー New Hampshire	一九一七	アリゾナ Arizona	同
オレゴン Oregon	一九一七	ウェストヴァージニア West Virginia	同
サウスダコタ South Dakota	同	オクラホマ Oklahoma	一九三一
		ヴァーモント Vermont	同

一九二八年一月一日迄に北米合衆國州立病院に施行せる斷種手術件數

州別	男	女	計	ニューヨーク	ノースダコタ	オレゴン	サウスダコタ	ユタ	ヴァージニア	ワシントン	ワイスコンシン	總計
カリフォルニア	三三三二	二五八八	五八二〇	一	一八	一七九	〇	三	一	一	二八	四五一七
コネチカット	八	一五〇	一五八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三九九八
デラウエア	五七	二〇	七七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八五一五
アイダホ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
インデアナ	一一八	二	一二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
アイオワ	四三	一四	五七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
カンザス	四三〇	二一七	六四七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
メイン	〇	五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ミシガン	二〇	八六	一〇六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ミネソタ	二一四	一八	二三二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
モンタナ	二〇	一五	三五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ネブラスカ	一〇九	一九九	三〇八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ニューハンプシヤ	四	四二	四一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

尙最近北米合衆國に於て優生協會がフェデラルの斷種法を決議したが、其の全文を左に掲げる。

北米合衆國優生學協會勸告斷種決議案

第一

州立病院内の缺陷ある患者の斷種を目的とする法律の主要規程の要綱(現行カリフォルニア斷種法改正を主眼とせるもの)

第一條 州優生委員會は州立病院部長、州衛生部長並に州社會福祉部長を以て組織し該委員の内二名がその職務を執行するものとす

前項の委員は名譽職とす

第二條 法律の規程に適合して優生學的斷種の請願の爲さるる時之を許可し而して執行したる斷種の記録を保存するは前條委員の義務とす

前項斷種に關する記録は委員が斷種せられたる者の姓名を公刊せざる旨の保證を得たる場合を除き一般の調査に公開することを得ず

第十三章 斷種法令の動機

神的缺陷を有する一人又は數人の小兒を出産するに至る虞ありと認めたるときは醫師たる職員と商議の上出産を防止する目的を以て患者に外科手術を施行する旨の勸告狀を州優生委員會に提出すべし

第四條 前條の勸告狀は書面を以てし之に病院の記録に示さるる患者の經歷中斷種勸告に關係ある部分を記し何故に斷種を勸告するに至りしかその特殊理由を説明せる宣言書を添附すべし

第五條 委員會に於て患者の生殖作用は遺傳の原則により重大なる精神病者若くは精神的缺陷を有する一人又は數人の小兒を出産するに至る虞ありと認めたる時は三十日以内に勸告狀を確認し少くも二名の委員の署名を以て三十日の猶豫期間後斷種を施行すべき旨を記載せる命令狀を管理者に送達すべし、委員會に於て管理者の勸告狀を確認するに至らざる時は患者又は其家族の請求ある場合を除き一年を経過するに非ざれば再び同一事件を提起する事を得ず本法は如何なる場合と雖も患者が自己の費用を以て斷種の相談又は手術のため適當の醫師を選択するを阻止する権能を委員會に與ふるものと解釋すべからず

第六條 委員會は事件毎に斷種が適當なりとの理由を述ぶる管理者の勸告狀の保證ある寫及患者並に其の代表者が司法裁判所に出訴する権利を有する旨の告知書を添へ前條第一項の命令狀の寫一通を患者に他の一通を患者の近親若くは後見人に送達すべし近親者の知れざるとき又は後見人の指定なきときは前項の告知書並に書類の寫は患者を送り來れる郡の公設辯護士に送達すべし前項の辯護士は患者の権利を保護するを其義務とす若し該郡に公設辯護士なきときは委員會は郡上級裁判所判事に上記の目的を以て一辯護士の指令を請求し上記の如き書類は此の者に交付すべし

第七條 患者又は其代表者斷種手續が法律に違反し又は斷種を命ずる理由が不當なるか若は理由薄弱なりと認むるときは優生委員の決議に對し患者現在の州立病院の所在する郡又は患者を送り來れる郡の上級裁判所に出訴することを得

前項の訴訟事件に關する上級裁判所の判決に對し更に地方上級審に控訴する

ことを得

第八條 前條の訴訟に於て斷種命令を發せられたる者を原告とし患者を收容する病院の管理者又は其職務承繼者を被告とす

裁判所は訴訟受理の後十日以内に辯論期日を定むべし裁判所必要と認むるときは前項の期日を延期することを得

第九條 上級裁判所に提起せる訴訟事件の審理は新たな審理形式によるべく兩當事者の何れかの請求あるときは小陪審に附すべし

判事は其の審理の結果を患者の收容せらるゝ病院の管理者に通知し同時に其寫一通を州優生委員會に送付す前項の審理の結果により訴訟客體たる州優生委員會の斷種命令を確認し修正し若くは破毀するものとす

第十條 繫争事件の訴訟費用は民事事件の訴訟費用を標準として定む

第十一條 控訴事件の未決の場合は州の優生委員會の命令により當該事件の確立に至るまで訴訟手續を延期することあるべし

上級裁判所の判決にして原告の主張を支持するときは州優生委員會の命令は

自然消滅に歸するものとす而して一年を経過するに非ざれば同一事件を再び提起することを得ず

上級裁判所原告敗訴の判決を下したるときは患者を收容する病院若くは療養所の管理者の判断に従ひ優生委員會の命令は其の効力を生ず

該患者の男性なるときは輸精管切除、女性なるときは喇叭管切除により斷種せらる

前項の手術を爲したるときは管理者は州優生委員會と商議し手術の記録を作成し保存すべし

第十二條 病院又は療養所管理者若くは其他の者たるを問はず本法執行に參與する者は斷種手術施行上過失ある場合を除くの外民事上若は刑事上の責任を負ざるものとす

第二

州立精神病院施設に收容せざる患者の自發的斷種を目的とする法律の必要規程の要ヤ綱(現カリフォルニヤ斷種法改正を主眼とせるもの)

第一條 カリフォルニア州に居住する既婚者にして自己又は子孫の生殖作用に依り精神病若くは精神缺陷の故を以て又は子孫を扶養する能力なきに依り公共の負擔となる虞ある子孫を出産せしむべしと信する者は公費を以て經營する州若くは郡の病院に自己の血統を阻止するため外科手術を請求する権利を有す右請求は書面を以てし夫並に妻共に署名をなし且斷種が該州の福祉のため適當なる旨の理由を附すべし

第二條 前條の病院管理者は調査の上斷種に對し舉げられたる理由充分なりと認めたるときは斷種の請求を受理し請求者が男子なるときは輸精管切除により、女子なるときは喇叭管切除により手術を執行するの権限を有す患者が當該手術又は治療費を支辨する能はざる場合患者其旨を病院に届出づるときは無料にて手術を行ふべし

第三條 病院の管理者該手術の請求を拒否するときは手術請求者は斷種は適當なりと信する理由並に病院管理者が手術請求を拒否せる點を宣言書に具陳し州優生委員會に訴願する権理を有す

前項の場合州優生委員會は三十日以内に訴願を審査し病院管理者を召喚の上斷種請求を拒否せる理由を辯明せしむべし又手術請求者より必要と認めらるゝ報告を追徴し若くは適當と認めらるゝ別途調査を行はしむることを得

第四條 州優生委員會は調査の上該手術は公共の負擔となるべき小兒の出産を阻止し以てカリフォルニア州の福祉上適當なりとの心證を得たるときは前條の病院管理者若くは公費により經營する他の州若しくは郡の病院管理者に對し委員二名以上の署名を以て斷種請求を承認すべき旨の命令書を發すべし病院の管理者は命令書受理の日より三十日以内に命令を履行すべきものとす

第五條 本法の規定によりて病院に於て手術を執行したるときは該手術の状況並にその理由を證すべき記録を該病院の帳簿に綴り之を保存すべし前項の記録の寫一通は直に州優生委員會に送附し委員會に於て永久に保存せしむべし

附録 第一

精神病学上の術語の釋義

本書本文中に使用したる術語の中、特に精神病学上の専門語たる病名であつて、一般の讀者諸賢にとつて、精神病学の専門書を繙かれざる限り、簡單に了解しかねると考へられるもの數個に就いて、老婆心から一應の解説を下すことにした。その語の配列については、語數も澤山にないことであるから、便宜上思ひついた儘とし、順序不同であることを御諒解を願ひたい。

早發性癡呆 Dementia Praecox

早發性癡呆は又の名精神乖離症、Schizophrenie とも云つて、青春期（十七八歳乃至二十四五歳の間）に於て、特に著い外因なくとも、徐々に發して來る慢性進行性の精神病であり、甚だ複雑なる症状や経過を示すものであるが、十數年又は數十年の経過の後に癡呆状態に陥つて了ふのが常である。しかし生命には別條はない。發病の始めには神經衰弱症の如くに頭痛・不眠・抑壓等で始まるが、次いで性格一變し、多くは社交を厭つて一室に閉居し、家族・友人などに對して愛情を失つて冷淡不關心となり、職業にも従はず、段々幻覺や被害妄想・誇大妄想等を發し、

その日常の言動は全く幻覺・妄想の如き病的のものに支配せられるやうになり、一見全く常人と異なるやうになつて了ふ。経過中に一時的に興奮や不安を呈するものもあり、又昏迷状態 *Stupor* と稱して眠れるものの如く少しも自發的の行動をせず、食をすゝめてもとらず、一語をも發せず、眉根をしかめて表情もせず、立てば立ちたるまゝ、坐れば座れるまゝで何日間も過すやうな風になるものもある。病型としては破瓜病 *Hebephrenie*、緊張病 *Katatonie*、妄想性癡呆 *Dementia paranoides* の三型が著しい。破瓜病とは大抵思春期からその性格變じて病的となり一生を通じて徐々に病勢の進み行くもの、緊張病とは経過中興奮期と昏迷期とが交互に起るが、その間に寛解期 *Remission* と稱へて一時一寸輕快した如き時期を交へるものである。妄想性癡呆とは大抵中年から起り妄想が主徴であつて、系統的にいろ／＼の被害的・誇大的等の妄想を終始一貫して示し、晩年に癡呆が加はるとその妄想の内容も亦之に應じて荒唐無稽になつて行く。之等の病者は何れも社會關係を無視し、自分の思ひついた衝動をそのまま直ちに行動に移すから、些細な動機又は偶然の刺戟から思ひがけない犯罪行爲を突發することがあるものである。第三者よりは動機不明の放火・傷害・殺人・浮浪等を突然にすること本病者に多い。本病を發するものは少年時から既にその性格が非社交的で、しかも内氣小膽で、智能の發育も不十分なものが多いが、時には智能優秀なものもある。本病はよく外見上感動(戀愛・失敗・恐怖等)によつて誘發せられるやうに思はれることがあるが、元來その發病の素質の存する所へ誘因が加はつてその發病を促進されるのである。全精神病者の約三割を占め、一旦發病すると一生不治に終る。結核等を合併し易い。男女の罹病率はほぼ大差がない。

乖離性素質 Schizoide Konstitution

上記の早發性癡呆に罹り易い傾向を有する生來性氣質異常者であつて、その徴候の著しく現はれるのが早發性癡呆であり、その度の輕くて精神病とまで至らないのを潜伏性精神乖離症、*Latente Schizophrenie* とす。本文中に述べた如く早發性癡呆者及び乖離性氣質者は、體格も瘦型の無力型 *Asthenische Form* に屬するもの多く、概して孤獨的で社交を好まず、自我的で己れ一人の事に満足して、少しも家族・他人・社會などのことを考へない。之を自己内生活 *autismus* と稱し、此の性格の特質であり、感情性に乏しく神經過敏を示すことが多いから、一に之を理智型氣質とも云ふ。

躁鬱病 Manisch-depressives Irresein

躁鬱病とは、所謂躁状態 *Manie* と鬱状態 *Depression* とが交互に起つて來る精神病を云ふ。その躁状態とは一時的に氣分が爽快となつて、従つてその際には動作も多くなり多辯となり計畫多く、又外來刺戟に對する反應行爲が極めて敏速に行はれるから、些細な動機から思ひがけない亂暴や無鐵砲のことをしやすい。此の状態中は不眠・興奮が續き、時には誇大的な思念を抱くものである。之に反し鬱状態の時には、感情は抑鬱して常に不快となり、思考の進行や運動動作等も制止せられ、行動は概して緩慢となり、時には無爲となり、家事・眠食の如き日常の行事さへはき／＼とせず、談話も聲低く且遅徐となり、時には償ひ難き罪業を犯したといふ如き妄想や自分の身體に病

氣があるやうな、「ヒポコンデリー」Hypochondrie な考へを起し、甚だしき時には苦悶があつて、自殺念慮をも起す。躁鬱病では此の兩状態が夫々數週乃至數月の経過を以て交互に現はれ來り、その間の間隔時には殆んど常人と變りない精神状態になるものである。豫後は一般によく、老年に至るに従つてその發作の状態が軽くなり、全治するものも少なくない。

周期性躁病又は鬱病

Periodische Manie od. Depression

躁鬱病の一型で、躁状態と鬱状態が交互に來らず、その一方のみの状態が間隔時を以ては周期性に反復して現はれて來る精神病である。

回歸性素質

Zykloide Konstitution

回歸性の名は上記の躁状態と鬱状態との兩状態が交互に反復して來ることによつて生じたもので、回歸性素質者は一名感情交代症 *Zyklothymiker* とも云ひ、躁鬱病程に激しくはないが、多少氣分の爽快な時期と抑鬱する時期とが交互に徐々に起つて來るものである。日常の行動に著しく影響する程ではないが、回歸性素質者は平生でも些細な動機から氣分が變換し易く、爽快なる時期には友交交遊を好み、大酒をなし、色々な計畫をなし、一般に精神作業力も増進するが、抑鬱の時期になると孤獨となつて、言動共に控へ目になり、人生をはかなむに至るものである。

無力性體質

Asthemischer Körperbautypus

クレツチメル *Kretschmer* が人間の體質型を無力型、闘士型、肥満型及び混合型の四種に分類したのである。その中無力型の體質とは一般に瘦型にして、脊丈高く、肩幅は腰幅よりも廣く、顔が面長で皮膚の色は蒼白であり、斯う云ふ體質者は従前より結核などに罹りやすいと云はれてをつた。精神的に云ふと、無力型體質は早發性癡呆に罹りやすく、然らずとも乖離性の氣質を呈する者が多い。

闘士型體質

Athletischer Körperbautypus

一般に「スポーツマン」などに認められる體質型で、肉付きよく、骨格逞ましく、身丈は高からず低からず、がつしりした體格で、皮膚は一般に肌理粗く、赫ら顔であるが、労働に適してゐる。精神的傾向としては無力型に準じ、乖離性氣質の方が多い。

肥満型體質

Pyknischer Körperbautypus

皮下の脂肪に富み、よく肥満した體質であつて、腰幅は肩幅よりも廣く、腹部は胸部より遙かに大きく出張つてゐる。多くは短身であつて頸が短かい。精神的素質としては回歸性の氣質のものが多く、躁鬱病に罹り易い。常人でも此の體型の者は社交交遊を好み、理窟には長じないが、愛想がよく活動的で、有らゆるものを現實的に考へる

傾向がある。

混合型體質 Dysplastische Form

以上の三型に属しないもので、主として内分泌の異常によつて生ずる特殊の體型である。氣質も亦混合型である。

妄想 Wahn

妄想とは病的に發生した特殊の病的觀念であつて、第三者から見ると、全く不合理な、事實に存しない荒唐無稽の内容のことであるにも拘らず、患者自身にはそれを固く信じて、日常の言動を全く之によつて左右せられ、他人からいくら其の誤りを叱正せられても少しも之に従はない。妄想には種々あるが、通俗的に著明なるは誇大妄想（自ら神なり、將軍なり、富豪なり、偉大なる力量ありと稱し、之に應じた風采態度をなす）、被害妄想（他人より危害を加へらるゝ如く信じて周圍を恐れる）、貧困妄想（資産を總て失つたと考へ、時には金がないとて食事もとらず、雇人を皆解雇して了ふ者もある）、罪業妄想（自分が過去に大罪を犯したなどと稱し、世を憚つて苦悶しつゝ暮す）、心氣性妄想（自分の身體の中に病氣がある、胃痛になつたとか、全身に血液がなくなつたなどと云つて心配する）、憑依妄想（俗に云ふつきもので犬つきとか狐つきとかがある）等である。

妄想性精神病 Paranoide Psychose

妄想を主徴とする精神病には四種類ある。一は妄想性癡呆 *Dementia paranoides* と云ひ、早發性癡呆の一型で中年より發し、初めは被害妄想、誇大妄想を抱くが、年を経て癡呆状態に陥るに従ひ、段々とその妄想内容が不合理となり荒唐無稽支離滅裂のものとなる。「パラフレネイ」*Paraphrenie* は妄想性癡呆と臨牀上よく似てはゐるが、中年より發し後年に至るまで癡呆に陥ることがない。一般の精神感受性も普通である。唯系統的の妄想を有するだけの病氣である。クレペリン *Kraepelin* は初め「パラフレネイ」を妄想性癡呆の一層慢性のものと考えたが、後に之は特殊の精神病であるとして、早發性癡呆の中から分離して別の病だとした。偏執病又は「パラノイア」*Paranoia* は生來性精神變質即ち性格異常に屬するもので、殆んど性格的に初めから妄想性の思想に固着するものであり、智力には異常のない者が多い。しかし判断は自我の一方に偏してをる。このものの一型に好訴狂 *Querulantenwahn* と名付くものがあつて、些細な事から訴訟を起したり、或は相ひ争つて、己れが勝つまでは生涯に亘つても倦まず、このために金錢を浪費しても顧みないものである。

精神變質症 Psychopathische Degeneration

精神病學で云ふ精神變質症とは、所謂生來性性格異常であつて、その精神作用の上に智力の薄弱は著しくないが、主として性格構成の上に常人と異なつた異常の特質を示し、それを一生に亘つて示してゐる。之に色々の種類があるが、著しいもの名稱だけを擧げると、病的輕佻症（意志薄弱のもので誘惑に陥り易く、行動が輕率で落ち付きがない）、病的放逸症（思ひ付いたことを直に行動に移し、従つて平生無思慮な衝動行爲計りを營むもので、浪費

者・酒荒者に之が多い)、病的奇行症(所謂變人畸人の類で、その日常の行動に常軌を逸することが甚だ多い)、病的虚言症(想像力旺盛のため、つまらぬことに虚言をなすこと多く、所謂大法螺吹き)、病的紛争症(日常不平不満に富み、瑣事にも怒りを發し易く、又周圍の人々を敵視し、何人とも紛争を事とする)。

病的不徳症 Antisoziale

精神變質症の一種で特に道義的感情が生來性に缺落し、目前の慾望にのみ支配せられて、平然竊盜・賭博・強盜・放火・殺人等の犯罪を常習性に行ひ、之に對して少しも自責の念がないもので、ロンプローズ Lombroso の所謂生來性犯罪者 Delinquente nato である。ブリチャード Pritchard の所謂悖徳狂 Moral insanity, Moralisches Schwachsinn も之と同一のものを指してゐる。

麻痺性癡呆 Dementia paralytica

微毒が腦の實質を侵すことによつて發する特異の精神病であつて、微毒に感染せる後十數年にして急性に發病し初めは性格の變化、幻覺・妄想・興奮等が著しく、間もなく智能が侵されて癡呆状態となり、身體的にも言語障礙・筋肉運動等の失調・麻痺等があり、又屢々卒中様の發作を起し、發病後數年にして死亡するに至る者が多い。本病は微毒の他に遺傳素質・酒精中毒等の合併によつて發病するものと考へられる。

癲 癇 Epilepsie

癲癇者とは發作性に一時意識を喪失すると共に全身の筋肉痙攣を起す病氣であつて、多くは幼少時より發し、本文にも記述せる如く、斯かる者は平生の性格にも特異の異常あり、發作としては痙攣發作のみならず、單なる失神發作又は發作代理症として意識朦朧状態・不機嫌症などを發することがある。癲癇が生來性の素質に基き幼少時より起るものを眞性癲癇 Genuine Epilepsie と云ひ、癲癇性素質者に腦外傷・酒精中毒・微毒・傳染病其他の外因が加はるときは、初めに癲癇なくとも中年に於て癲癇性發作を始めて起すものがある。之を症候性癲癇 Symptomatische Epilepsie と云ふ。又幼時些細の原因からひきつけを起して年をとると治するものもある。

精神薄弱症 Schwachsinn

精神薄弱症は俗に云ふ低能で、學術上には先天性精神發育制止症 Angeborene Geistesentwicklungshemmung, Oligophrenie とも云ふ。生來胚種の缺陷即ち遺傳的原因によつて大腦の全部殊に智能の中樞たる大腦皮質の發育が阻碍せられるために、智能殊に抽象的概念構成の機能が發達せず、しかし身體の發育は智能ほどには侵されない。その智能發育の程度によつて白癡 Idiot 癡愚 Imbecillität 魯鈍 Debilität の三階級に分ち、白癡は俗に云ふ「から馬鹿」で言語もなく、運動々作も十分でなく、他人の保護なしには生育も出来ない。大抵幼年で死亡してしまふ。癡愚は成年に達しても一般智能は滿十歳の兒童にも及ばない位で、數は辛うじて十以下の加減が出来る位に止まり、

日常必要な具體的の事物の名位は覺えるが、算數・方位・文字等の抽象的の事は少しも解せず、他人が監督し指圖すれば簡単な土木や農事の手傳位は出来るが、到底獨立生計を營む能力はない。之には性格の上に興奮型と遲鈍型とがあつて、遲鈍型の方はいつもぼんやりしてゐるから、社會的の意義はないが、興奮型の方は少しも落ち着きがなく、いろ／＼の悪戯を無意味に行ひ、時にはいたづら半分は窃盜・放火等の犯罪をなし、いつも浮浪の生活をしてゐるものが多いので、社會的にも重大な意義がある。魯鈍とは常人よりも少く智能の後れてゐるといふ程度のもので、學校では屢々落第するのを免れないけれど、しかし家族の保護さへあればよく低級な職業に従事して社會に伍することも出来る。しかし世間の偶發犯罪者の中には魯鈍者程度のものが一番多いやうである。

附 録 第 二

感化院收容兒童に關する醫學的調査

(一) 緒 言

醫學博士三宅鏞一氏醫學博士熊谷直三郎氏と共に私も内務省社會局の囑託を受けて大正十二年度に全國感化院收容兒童の醫學的鑑別調査に従事した。その結果の報告は震災等の影響で意外に發表が遅延したが、漸く大正十四年五月に世に公けにせられることになり、公刊報告書として既に特殊教育に従事せられつゝある方々に配布せられた。咎故、自然御目に留まつたことと信するが、今その調査事實の集計の際に私の注意に上つた二三の特質に就いて、茲に報告並びに私見を述べて見たいと思ふ。尤も此の紀要に登載する事項は私が個人として注意した事に關するのであつて、同時に同一の調査に従はれた三宅熊谷兩博士と共同に討究した意見ではないことを豫め御斷りしておきたいし、又資料としては社會局の報告を基礎としたものも多いが、又特に私自身で親しく調査した兵庫縣土山學園、岡山縣三門學園、廣島縣廣島修養院、京都府洪陽學校、山口縣育成學校の當時の收容兒童の所見のみに基いた事實も少なくないことも御含みを願ひたい。

(二) 調査結果概要

今先づ當時の調査結果の概要に就いて其の概況を記述しておかう。調査を行つた感化院は北海道、京都府、大阪府、埼玉縣、長野縣、岡山縣、兵庫縣、廣島縣、山口縣、大分縣、福岡縣、鹿児島縣、愛媛縣、新潟縣、石川縣、富山縣、福井縣の一道二府十四縣に所在する十七箇所の感化院で、その被調査人員は合計七百二十二人に上つてゐる。調査事項としては各收容兒童に就いて遺傳、經歷、殊に疾病の有無、學歷、學業成績、環境(境遇)、性行、不良行爲等に重きをおき、現在證としては身體證狀及び精神證狀を検し、前者には全身の發育、榮養、變質徵候(畸形)、運動障礙(就中發音障礙、遺尿)等を調査し、後者には診療當時検査者の面前にて示す舉止動作、感情の狀況、意志發表の有様、言語狀況、病的症候等を調べ、更に集團的に特殊の智能検査表を用ひて智能を検すると共に、久保式大正十一年法によつて一方個別的に智能を検して智能指數を算出し、又性行氣質、就中精神病的體質異常の調査として、特別の標準表に照してその從來の性格を記入比較することにした。斯くして得たる結果の詳細に就いては、嘗て調査者醫學博士三宅鑛一、醫學博士杉田直樹、醫學博士熊谷直三郎の名に於て内務省社會局から公けにした報告書に記述しておいた所であるが、今参考の便宜のため、その成績の概要を茲に更めて略記して見ると左の如くである。

年齢關係 全調査兒童の検査當時の年齢は八歳より十九歳迄の間に亘り、その中十四歳の者最も多く(二二・五%)、之に次ぐのは十三歳の者(一六・二%)、十二歳の者(一五・〇%)、十五歳の者(一四・五%)である。十二歳乃至十五歳の者を全部通算すると全體の過半数に達する。

收容期間 全調査兒童の感化院收容期間の長さを調べて見ると、一年未滿のもの最も多く(二七・六%)、次いで一年以上二年未滿のもの(二三・九%)、一年以上三年未滿のもの(一九・〇%)、三年以上四年未滿のもの(一八・五%)といふ順であつて、四年以上も在院してゐるものは甚だ少ない。

遺傳關係 全調査兒童中身元不明や親の失踪等のために正確なる遺傳關係を知るを得ないものが甚だ多くて、此の統計は價値の乏しいものと謂はねばならぬが、假りに遺傳關係の明かなものみに就いて其の狀況を見るのに、父母の雙方又は一方に病的遺傳關係を認められるものが五三・〇%に上り、その中酒客が最も多く(二二・〇%)、低能、低格、變人(一〇・一%)、犯罪人(六・二%)、精神病者(五・六%)等が之に次いでゐる。

環境 主なるものだけを挙げると、両親に生別又は死別したもの二三・四%、家計極貧のもの二〇・四%、監督の不行届のもの一一・七%、放任されてあつたもの一一・〇%、私生兒七・六%、繼母に育てられたもの七・六%、教養の怠慢なりしもの四・九%等が注目される。是等環境不良のものを通算すると全體の八七%に上る。

性行 之に就いては後文に更に詳説する機会をもつもりであるが、大體を云ふと、多い性行は剛情(一四・二%)、虚言(一二・二%)、根氣乏し(一一・四%)、粗暴(一一・三%)、短氣(八・一%)、輕躁(七・七%)、自恣(六・八%)、陰鬱(遲鈍、沈鬱、内氣等)(五・七%)等の順である。

學歷 感化院の目下の教課程に於て云ふと、尋常第三學年程度のものが最も多く(二二・〇%)、第五學年程度のもの(一五・二%)、第一學年のもの(一〇・三%)、第二學年のもの(九・九%)、第六學年程度のもの(九・五%)之に次ぎ、不就學のものが八・四%あつた。

現在學業成績 中等と認むべきもの三九・六%、下と認むべきもの三六・九%、上と認むべきものは一六・二%である。

不良行爲 感化院へ入院すべき動機となつた犯罪的不良行爲の罪質を調べて見ると、一時的の窃盜が一番多く(五九・〇%)、之に次ぐのは浮浪(一七・二%)、常習性窃盜(一一・二%)、鬭争(五・三%)、詐欺(四・〇%)、殺人(一・八%)、弄火放火(一・〇%)等の順である。又是等の不良行爲とその年齢との關係を見るのに、窃盜は四歳の幼年から既にあり、弄火、殺人は九歳以後に於て之を見、鬭争、詐欺はその中間に位して六歳から之を見る。

身體證狀 發育状態の不良のものは少なく、寧ろ榮養のよいものが多いことは著しい事實で、これに關する統計は後文に詳述する。頭顱形態異常中には寧ろ斜顱、扁平顱のものが數多く出てゐる。其他變質徵候中では外耳殼の變形が一寸注意を惹く點である。口蓋扁桃腺の肥大も亦多い。機能上の變質徵候としては吃音、不明發音があり、又關節弛緩、齒列不良、齒質不良、左利などが注意すべきものであらう。

智能検査成績は一々茲に擧げるのは煩雜で到底堪へ難いことであるが、智能指數で示すと、七〇乃至八〇のもの即ち劣等の程度の大なるものが最も多いやうである。現在の性格的特徴に就いては後文に詳述することにする。

病的症狀 現在有する病的症狀としては、眼疾として近視、内眥贅皮、眼病、瞳孔異常、トラホーム、角膜疾患、夜盲症、鞏膜炎、眼球運動微弱、眼球振盪症、眼球突出、虹彩缺損、半側全盲、色盲、對光反應異常、斜視、結膜炎等があり、耳疾患では難聽、耳漏、耳鳴、中耳炎等があり、其他鼻疾患、口腔疾患、扁桃腺肥大等も少なくない。發音障礙としては吃音、發音不明等著しく、運動症狀としては麻痺、痙攣、隨伴運動、指端振顫、舌振顫、斜頸、左

側尺骨脱臼等があり、知覺症狀としては觸覺鋭敏、痛覺鋭敏、同遲鈍、味覺鋭敏、同遲鈍、嗅覺鋭敏等があり、反射障礙としては膝蓋腱反射亢進、同減弱、アヒレス腱反射亢進、同減弱、腹壁反射亢進、同減弱、提睾筋反射亢進、同減弱等がある。其の他に殊に著明なる疾患としては遺尿症、先天梅毒、腦性小兒麻痺、濕疹、筋炎、心臟病、脚氣、貧血、十二指腸蟲病、蛔蟲、「マラリヤ」、脂肪生殖腺性榮養不良、畏食症、蒐集癖、情緒動搖、淋巴腺腫脹、多發性贅肉、終日嗜眠等が擧げられてあるが、遺尿を除いて他のものは何れも多きは四例、少なきは僅か一例づゝの極く少數者に過ぎない。

以上を通じて著明なるものの數を擧げて見ると、近視二〇、色盲一七、難聽四七、扁桃腺肥大四九、吃音一七、麻痺一二、遺尿八四等である。

診斷 は甚だ正確だとは云へないが、その概要に就いて云へば、智情共に所謂平均的常人と認むべきは、全數中二三・七%であつて、智能が足りない低能者と思はれるものが四二・七%、感情意志即ち性格に變調があると思はれる所謂變質者或は低格者が二九・九%である。

豫後 に就いても亦正確なことは云へないが、大體から云つて良いと思はれるものが約半數(四一・六一%)、良いだらうと推斷せられるものが略ぼ之に似、不良又は不良ならんと思はれるものが約一割以下(四一・一〇%)に當る。即ち大體感化教育の効果は著しく擧がるべきものと認められる。

(三) 身長・胸圍・體重及び頭圍

感化院收容兒童に關する醫學的調査

土山學園	身長 尺寸分	年齢 年	指距距離 尺寸分	胸圍 尺寸分	體重 匁	頭圍 釐	
							各群に於ける平均値を示す 身長順に十人毎に一群とし
	490	16	500	252	11586	53.9	
	456	15	463	233	8974	52.2	
	443	14	444	224	8088	51.2	
	433	13	434	225	7994	51.4	
	427	13	420	223	7444	51.4	
	416	13	415	218	7467	51.1	
	412	13	410	217	7622	50.9	
	391	11	379	208	5986	50.7	
	389	11	389	204	5941	50.8	
	364	10	356	193	5221	50.5	
平均	422	13	421	220	7632	51.4	
三門學園	身長順に五人毎に一群とし各群に於ける平均値を示す	499	16	498	241	12080	53.8
		470	15	465	226	10536	52.8
	445	14	458	225	9346	54.3	
	430	13	422	211	8340	51.9	
	414	11	396	203	7910	51.6	
	397	11	393	200	7310	50.7	
	381	10	366	190	6770	50.8	
平均	434	13	429	214	8894	52.3	
育成學校	同	486	15	480	240	10080	53.5
		453	14	461	233	8832	52.8
	435	14	437	225	7948	52.6	
	416	12	412	218	6660	50.7	
	409	12	408	211	6632	51.4	
	394	12	389	214	6206	48.8	
平均	432	13	431	224	7726	51.6	
廣島修養院	同	505	16	503	256	12348	52.9
		482	16	474	241	10968	52.4
	469	15	459	232	10086	52.3	
	462	14	455	224	9834	51.3	
	451	13	436	225	9370	52.1	
	436	13	423	212	7920	51.3	
	428	13	419	210	7684	51.4	
	419	13	416	213	7466	50.5	
平均	457	14	448	226	9460	51.8	
洪陽學校	同	518	17	529	276	14375	53.9
		488	15	484	236	10196	53.0
	459	15	475	234	9250	52.7	
	442	13	439	229	8638	51.0	
	420	13	409	224	7818	52.4	
	388	11	405	188	6240	50.0	
平均	453	14	457	231	9420	52.2	

兒童の線的測定値中身長・胸圍及び兩上肢を一直線に伸展した時の指端の距離及び頭圍と並びに兒童の體重等は

兒童身體の發育的階級に應じて夫々一定の生長的増加を示すもので、且その各項の値の間にも一定の率が成り立つべき筈のものであることは云ふ迄もなく、其發育の標準値に就いては從來文部省を始め幾多の機關で精確な統計的調査が企てられてゐる。今私が調査に當つた五感化院收容兒童の右各項の平均値を左に掲出して見やう。尤も精密な表を掲げることが印刷上繁瑣でもある故、今は各感化院毎に全員を身長順に高きより低きに從つて並び、それを五人毎に(土山學園のみは人數多き故十人毎に)一群となして各群毎に算術平均値を算出し、更に此の群平均値に就いて全員の總平均値を算出した。單位は姑く現行習慣に從つて尺竝に匁を採つたが、頭圍だけは他との比較研究の便宜上、繆による事とした。年齢は滿年により滿九年六月より滿十年五月迄は十年とする様な例に從ひ月數を省いて掲げた。今之を文部省の學生、生徒及兒童身長、體重、胸圍表と比照すると、その平均値たる、

身長	體重	胸圍	身長にて體身を除せる比
十三歳	四・四一尺	七・九九〇匁	二・一五尺
十四歳	四・六一	八・九九〇	二・二四
			一・九五

に比し大體差違なく、その身長にて體重を除したる比も、私の調査兒童に於て十三歳に於て一・七九一・二〇五、十四歳に於て二・〇七を示し、大體標準値と等しいのみならず、寧ろ標準よりも體格の發育の佳良なことを示す位の成績であつた。全調査人員に就いて見ても、榮養不良者は七百二十二人中五十三名、發育不良者は同六十名に過ぎないので、是等から推しても一般に想像せられる如くに、感化院收容兒童は其の身體的榮養並に發育に於て普通兒童と比して素質的に劣つて居るものではないことが認められる。

頭圍に就いては今日まだ標準値が多數調査により定まつて居ない故、本表の結果から直ちにその發育如何を批判することは出来ないが、獨逸國の標準統計では身長百二十八糎(四尺二寸二分)で頭圍五十二糎、身長百四十三糎(四尺七寸二分)で頭圍五十三糎、身長百五十八糎(五尺二寸一分)で頭圍五十四糎である故、之と比照すると感化院兒童ではその成績は甚だしく頭圍が劣つてゐる。又醫學博士三島通良氏の検査報告によれば、本邦男兒童では平均十五歳五一・五(五四・七)四〇・〇、十一歳五一・九(五四・〇)四九・〇、十二歳五二・二(五四・〇)四九・〇、十三歳五二・五(五六・〇)四九・五、十四歳五三・〇(五七・〇)四九・〇、十五歳五三・六(五六・五)五〇・五を示すといふことである故、之に比すると感化院兒童はその頭蓋の大きさの發育が大體その身長、體重の發育に比して遲滯してゐると見てよからう。醫學博士黒澤良臣氏が武藏野學院院兒九十四名に就ての調査によつても、十歳兒平均四九・八、十一歳兒平均五一・〇、十二歳兒平均五一・九、十三歳兒平均五一・〇であつて、感化院兒童の頭圍の發育不良なることを既に認められたのであつた。私が嘗て東京市内の三校に就いて智能指數の劣つたもの斗り三百餘名を調査した時の成績は未公表ではあるが、その頭圍に於て著しい發育不完全を示してゐた。

(四) 身體的變質徵候

全國的の集計表に在つては調査者が夫々異なつたため多少注目點に統一を缺いたやうな缺點もないではないと思はれる。私は以前「兒童研究所紀要」第六卷(大正十一年)に低能兒に認めらるゝ身體的變質徵候に就いて一小經驗を報告したことがある故、それと對照のため茲にも感化院兒童の身體的變質徵候に就いて少しく一顧して見たいと思ふ。

と。

廣島修養院の兒童に就ては既に醫學博士富士川游氏が醫學士住岡多津雄氏と協力して詳密なる調査報告(兒童研究第二十六卷第一號乃至第二十七卷第二號連載、大正十一年乃至大正十二年)があり、特に其第十二回報告(兒童研究第二十七卷第二號(大正十二年十一月)には身體的徵候に關する調査結果が載せられてある、私の同院に於ける調査も亦主として醫學士文學士住岡多津雄氏の助力により遂げられたものであるが、私の時の被調査者と富士川博士の時の被調査者とは必ずしも一致せず、多少の相違があるやうに聞いてゐるから、兎に角私共の結果を比照のため茲に掲げておくこととしよう。尙對照のため大阪修德館に於ける百六十名に就いての調査結果も附記しておく。他の感化院の成績は煩はしい故省くことにする。

〔廣島修養院〕		〔大阪修德館〕		モーレル型耳		吃音		痛覺過敏	
調査人員	四〇	一六〇	ウイデル型耳	五	一	鼻孔對音反應遲鈍	一	痛覺鈍麻	四
頭蓋外形異常	四〇	一六〇	ムート型耳	五	一	色盲	五	觸覺過敏	三
長 額	五	一三	(ツエルコピ テクス)型耳	六	一	近 視	一	一 眼失明	一
短 額	一一	三	杷柄耳	二	一	難 聽	二	耳 漏	二
斜 額	四	一六	額面突出	二	一	聽力異常	一	旋毛數一個以上	二
耳蓋形異常	四	一六	顔面左右不均	五	一	嗅覺異常	一	副 乳	一
スタール型耳	四	一五	口蓋扁桃肥大	一四	九	味覺異常(痛覺)	六	舉丸過大	一
ダルウイン型耳	一一	一	鼻梁の低き	九	四	味覺鈍麻	九	舉丸過小	一
			發音不明	二	一		七		三

感化院收容兒童に關する醫學的調査

陰莖過大	二	文身	三	鑿齒にアヒレ	一七	舌振顫	三
陰莖發育不良	三	全身疥癬癩癧	六	右減退せるもの	五	齒列不整	一一
二次性徴早期に 發現せるもの	一	疣贅	一	右消失せるもの	二	頭痛	四
ヘルニア	一	全身痙攣發作ありしもの	一	腰腹に提舉筋反射光進せるもの	一四	全身發育不良	三
脊椎彎曲	一	ロンベルグ症候	一	指端振顫	八	全身發育過良	八
							二三

是等變質徵候は調査者の注意力や興味によつて發見の率が違ひ、又その検査の際の時間の餘裕も随分與つてその發見率に多少を生ずる原因となる故、その調査結果は調査者が異なり又標準が異なるに從つて一樣の成績を得られないのは甚だ遺憾であるが、しかし大體は此表でも窺はれ得ると思ふ（大阪修徳館の分は醫學博士熊谷直三郎氏の調査にかゝる）。

低能者・低格者に於ける變質徵候の診斷的價値に就いては従前いろ／＼の異説があり、之に重きをおく人と、全く之を價値なしとして斥けるものと、その中間の者とあつて一致しない。しかし私は胚種缺陷に基いて發生した先天性の低能者・低格者には變質徵候を認むること多く、之に反し低能者でも幼時の腦疾患等による後天的のもの、又低格者でも後文に詳述する如く主として環境的原因によつて生じたもの等に於ては變質徵候を認めること少ない事實を、従前より自分の觀察より信じてゐて、之を以てその低能・低格發生因の診斷の一助となし得べしと主張するものである。而して感化院はその收容兒童にいろ／＼の源泉があり、必ずしも一定標準による選擇又は鑑別を経たものではないから、各感化院に就いてその收容兒童中に内因的及び外因的のものを種々異なつた取り合せて含有

してゐることと思はれる故、斯かる資料に就いて調査した變質徵候の頻度は之を如何なる結論に誘導するも、その價値はあまり重大とは考へられないであらう。兎に角從來變質徵候に就いての批判が學者によつて一致しないのも多分其の研究資料に不統一の點があるのに歸すること尠くないであらう。

(五) 感化院收容兒童の性格的特質

今日の各感化院の兒童收容の手續を見ると、所によつて多少の相違はあるが、その多くは何か始めに刑法に觸れるやうな犯罪行爲があつて警察官に檢舉せられたものの中、年少にして刑法規程の責任年齢(滿十四歳)に滿たないもの、就中扶養者・監督者の不十分と認められる者を警察官の見込で入院せしめるので、謂はゞ強制的收容者が多い。その上に院の收容力に餘裕があれば少數の家庭より寄托せらるゝものを入れることがある。従つてその入院の動機は性格そのものの異常といふ條件よりも寧ろ外面に現はれた犯罪的行爲、時には偶然的犯罪によることが多い故、従つて現在の感化院收容兒童を統計的に集覽して見ても、既にこの材料なる兒童の選擇範圍と基準とが一律でないために、その集計の結果が必ずしも性格異常兒てふ一大分彙の特質を指示するものと認めることは出来ない。恐らく偶然の機會によつて紛れ込んで來たやうなものも少なからず含まれてゐやうし、又性格異常の分子よりも智能薄弱等の分子の方をより多く含んでゐるといふやうな者も少なからず混入してゐるに相違ない。

従つて斯かる不純の因子を多數包括する現在の感化院收容兒童なるもの一團に就いてその共通なるべき性格的特質を追究することは無意味に終る恐れがある。なほその不良行爲に陥る動因としても、明かに境遇、誘惑等の外

因の方に主として歸せしめねばならぬものもあり、又明かに家庭に缺陷なきに拘らず自發的に不良行爲に走つたといふ如き特發的のものもあり、決して一樣に之を見ることは出来ない。即ち大體の診斷から云つても六百八十九名の被調査兒童中

智能低劣者	二九五(四二・七%)
變質者	二〇八(二九・九%)
正常者	一六七(二三・七%)
其他(病者)	二七(三・七%)

を混入してゐるといふ結果を得たのである。

しかし現時精神病學者の信じてゐる所では、従前は先天的精神發育制止症中主として智能發育の制止せるものを低能者となし、智能は正常に近い者で専ら性格(感情、意志)上に發育上缺陷を有してゐるものを變質者としたのに反し、此頃では低能者とは全精神作用(智情意とも)の發育制止を有する者を云ひ、その中比較的に智能の發育がよく保存せられてゐるものを變質者又は性格異常者と名けるやうになり、此の廣義の低能者といふ場合には凡て同時に性格異常を伴ふものと考へられるに至つた。即ち低能者は智力低劣と性格異常とを兼ね具ふるものと做すのである。従つて性格上の缺陷を論ずる際には低能者及び變質者の雙方を合計し、之を廣義の精神發育制止者として通説しても大過はない。その精細は本文の終りに詳論する筈であるが、とりあへず此の意味で今回の集計の材料を數へて見ると、智能低劣者と變質者とを合計して見ると全被調査兒童數の七二・六%を占むることとなる故、之を以

て按ずれば、全被調査兒童に就て性格異常上の集計をとれば、之を以て大凡その四分三を占むる性格發育制止症者の特質を推論しても大した過誤には陥るまいと思はれる。

先づ是等の被調査兒童が感化院へ入院せしめられるに至つた動機となるべき最初の犯罪行爲を、數種の群に分けて、その初犯年齢に従つて分彙して見ると次の如くである。

初犯年齢	罪質											計	
	盜、擄、竊、取、拘	流、浪	常、習、盜、性	詐、欺	闘、争	弄、火	火、殺	人、其	他				
十	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二

感化院收容兒童に關する醫學的調査

十 八 歲	一 六 七	六 六	二 六	一 四	二 六	二	一 一	二 一	三 一 三
年 齡 不 明	一 六 七	六 六	二 六	一 四	二 六	二	一 一	二 一	三 一 三
合 計	三 九 八	一 二 六	七 六	二 七	三 六	七	二	一 二	六 七 四
	五 九 %	一 七 %	一 一 %	四 %	五 %	一 %		二 %	

茲に掲げた初犯年齢は、實際上の初犯年齢といふよりも、初めてその不良行爲を両親又は他人から發見せられた時の年齢と云ふべきものであつて、眞の初犯年齢は之よりも多少早いに違ひない。殊にその犯行が警官の目に觸れて逮捕せられ感化院に送られるに至るまでには、屢々人目に觸れぬ微罪を重ね、又は人目に觸れても少年の故に勘辨せられることが必らず數回あつたに相違ない故、益々感化院收容後の調査資料によつてその犯行の初發年齢を確知することは出来ないこととなる。たゞ概略に於てその年齢的分配の模様を見得るに過ぎないことは止むを得ない所であるが、兎に角上表によれば八、九、十歳の頃に初犯するものが一番多い。之は兒童が獨立して交友し得る年齢に當り、云はゞ兒童の社交的生活の開始の年齢に當ると做される。之に對し感化院初入院時の年齢は、それに関する表記は茲に省略するが、十、十一、十二、十三歳のものが最も多いのである。此の事實に徴すれば、大抵の兒童は犯行初發以後平均二ヶ年間は家庭に在つてその教化荏苒として及ばず、その間に惡癖が増長して遂に感化院に入院せしめられるに至るものらしく、犯行初發後直ちに入院せしめられるものは甚だ少ない。

その罪質から見て、窃盜（盜食、物品窃取、掏摸、搔拂、盜癖等）が五九%に上り、即ちその少年犯罪の大半を占め、之に常習性窃盜及び詐欺等の所有本能に基く犯罪を合計すると七四%に上る。之れは窃盜といふ中に家庭的窃盜、學校内窃盜の如き比較的輕微なる起り易き衝動性のもをも包含するによつてその數が多くなるのであらうが、元來窃盜者は社會的危險性が現はれない限り大抵警官の手にはかゝらないものである。窃盜には窃盜其のものを目的として、盜んだものは直ぐに放棄して了ひ又何の役にも立たぬものを頻々と盜むものと、或目的物を得やうとする欲望のために特殊の物品を盜み又は食物を盜み或はそのものを購入せんために金錢を盜んで之を費消する如きものとの二種がある。前者は純然たる所有本能の變型して現はれたる精神異常症狀としての窃盜症であるが、後者の中には必ずしも精神異常症狀のみでなく、他の不純な動機又は他動的動機、例へば教唆、強制、模倣等によるものも多く混入してゐると思はれる。殊に窃盜は兒童の犯罪としては最も行はれ易い其の方法上の簡易と發覺せられ易からざること等が、元來道義的情操薄く且衝動性強き兒童を此の方向の犯罪に陥らしめること多きに至らしむるものである。しかし窃盜並に之れに類する犯行が感化院收容兒童中に一番多いことは、右述べた如く逮捕せられ易きこと等の社會的條件も一因となつてはゐやうが、斯かる所有本能の現はれ——殊に物資に不自由なる中流以下の生活をなす家庭の兒童に於て——が、如何に力強く兒童特に性格缺陷ある兒童に内存してゐるかの事實を、之から窺はれ得るものではないかと思ふ。

窃盜に次いで多いのは、浮浪、家出、逃走、野宿、徘徊、放浪、登校嫌忌、興行場にうろつくこと、母屋に住まずして納屋等に好んで起居すること、買食を好み家人の與ふるものを好まない等、即ち徘徊本能（游牧本能）、或は他人の干渉又は監督を窮屈がる本能に基く行動に出づるものが一七%ある。之も年少者にありがちの條件から生じ

易い犯行で、従つてその數が多きに上るのであらう。

之に反し暴行・鬭争・殺人等が少年者に少ないのは、その鬭争本能の力が弱いといふよりも、寧ろ年少微力なるために斯かる力量を主とする犯行現象が多く出現せぬのであつて、之は當然あまり弱年のものや又體格の虚弱のものや筋力の乏しいものには見られないことである。偶々之が機會が暴發しても、弱いものは相手に負けて、自分が犯行の主體とはならずすんで了ふのであらう。放火が少年間に比較的少ないのは矢張りその少年生活が社會的關係の少ないのに歸すべきものであらう。成人の放火犯の原因は多くは怨恨又は取得慾によるもので、衝動的のものは精神病者以外には少なく、又低能者ではたゞ火事の際の混雜を見又は火事後の炊出米が欲しさに放火するものなど往々あるが、之はやはり以前に火事に遭逢してその際食事にありついた等の經驗がその動因となつてゐるものであるから、さういふ社會的經驗に乏しい年少者にとつては、今述べた如き衝動又は火事の結果を豫想することに基く放火事件は少ないのがむしろ當然である。しかし比較的年長じた低能者に於ては、放火犯は比較的多く見られる所である。幼年者では他人の教唆によつて本來火を好む衝動により放火を何氣なく行ふものがある。

扱右のやうな種々の犯行を動因として遂に逮捕せられて感化院へ入院せしめられるに至つた者の入院當初に、その犯行の罪質如何を離れて單に一個の兒童として之を見た時に、どんな性格上の特徴を現はしてゐるものであるか、次にそれを一顧して見たい。

感化院に收容の當初に教員からその性行を觀察せられて記入されたものを集計すると、次の如くなる。

特 質	全 數	百分率	特 質	全 數	百分率
強情(強情頑固)	一一三	一四・二%	輕 躁	六一	七・七%
粗 暴	九〇	一一・三%	我 儘	二五	三・三%
短 氣	六六	八・一%	自 恣	五四	六・八%
執 拗	一七	二・一%	虚言虚構	九八	一二・三%
反 抗 性	九	一・三%	根氣なし(意志薄弱、怠惰)	九一	一一・四%
快活(敏捷快活)	二七	三・四%	殘 忍	七	〇・九%
陰鬱(遲鈍沈鬱内氣)	四五	五・七%	早 熟	一八	二・三%
陰險(快活ならず)	一一	一・四%	放 浪	三五	四・四%
陰險(奸智に長ず)	九	一・三%	其 他	一一	一・四%
多 辯	九	一・三%	合 計	七九六	
寡 言	九	一・三%			

最も此の表中には同一人で二三項の特質中へ同時に數へ込まれてゐるものもあるから、正確に之が全人數を代表してゐるとは云へないが、大體に於て強情、粗暴、短氣、執拗、反抗性、我儘、自恣、殘忍の如き、總じて自我感情充進、非社交性並に鬭争的の性格が多く、又意志薄弱、輕躁、多辯、放浪の如き性格不安定のもの、並に虚言虚構、陰險等の智能不安定、道義的情操に缺陷あるものが之に次いでゐる。茲に窃盜の如き所有本能による特質が一個も現はれて來ないのは、院内生活ではそんなことをする機會が少しもないからであつて、その特質が急に消失したのではない。尙入院後若干年月の間感化教育を施して、一部は良化し又一部は尙感化の實蹟學がらざる中途、即ち感化院在院

中の兒童に就て、今その受持教員より其の院内平生の舉止につき概評を求め、之を表示して見ると次の如くなり、多少前表とは違つてゐる。

感化院收容兒童の現在の性行氣質の特徴

一、遲鈍(ぼんやり)	九七	一六、注意不統一	四七
二、強情頑固	九六	一七、克己心乏し	四五
三、怒り易し	九五	一八、盜癖	四五
四、怠惰、仕事出來ず	七八	一九、粗野野卑	四二
五、虚言虚構	七七	二〇、倦み易し	三七
六、輕躁、落付なし	七六	二一、誘惑され易し	三三
七、放逸症	六九	二二、はにかみ	二八
八、粗暴亂暴	六九	二三、剛腹大膽	二七
九、不器用	五五	二四、判斷不良	二六
一〇、自恣我儘	五三	二五、供述の變化多し	二五
一一、根氣乏し又は無し	五二	二六、暗示され易し	二四
一二、感じ易く泣き易し	五二	二七、追想不確實	二三
一三、注意散亂	四九	二八、干渉深し	二〇
一四、領會不良	四八	二九、氣にする性分	二〇
一五、學を好まず	四八	三〇、交友なし	一九
		三一、病的衝動	一九

三二、早熟、色情異常	一九	五〇、努力家	一〇
三三、逃走癖	一九	五一、誇張癖	九
三四、詐欺慾	一七	五二、強迫症狀	八
三五、沈鬱	一七	五三、感情變轉	七
三六、虚飾虚榮	一六	五四、器用	七
三七、世話好	一六	五五、正確整頓	六
三八、勤勉	一六	五六、表情異常	六
三九、快活	一五	五七、不安	五
四〇、疲勞し易し	一三	五八、嗜眠性	五
四一、執拗	一三	五九、細密	四
四二、多辯	一三	六〇、浮浪癖	四
四三、空想旺なり	一三	六一、弄火癖	三
四四、慢心	一三	六二、言語滯滯	二
四五、寡言	一二	六三、無能の感	二
四六、輕佻浮薄	一一	六四、異常嗜癖	二
四七、感情過敏	一一	六五、嫉妬深し	一
四八、喧嘩好	一〇	六六、自殺企圖	一
四九、残忍性	一〇	六七、偏屈	一
		六八、物忘れし易し	一
		計	二九

感化院收容兒童に關する醫學的調査

右の中更に之を大體に分彙して左の十類とし、それに屬する各性質の個數を一々計算して一括し、その各と全數との比をとると左表の如くなる。此の中にもやはり院内生活の監視の嚴なると、實際物資の乏しきとによつて、窃盜、搔拂其他の所有本能の發露するもの少ないのは前表と同様であるが、その特質が消失したものは勿論ない。

感化院收容兒童の現在の性行氣質の特徵を

十類に分彙して集計せるもの

(1) 強情我儘偏屈寡言交友なし (自我充進)	二八一 一五%	(5) 注意散亂し氣が多い(思想興奮性)	一四五 八%
(2) 粗暴短氣怒り易し(衝動性)	一八四 一〇%	(6) 虚言詐欺盜癖(詐欺性)	一七七 一〇%
(3) 遅鈍怠惰學を好まず(遊佚性)	四二九 二三%	(7) 感傷性(感情充進)	一二一 七%
(4) 輕佻浮薄落付かず(行動興奮性)	三七〇 二〇%	(8) 浮浪逃走徘徊(彷徨性)	四三 二%
		(9) 色情異常其他異癖(本能異常)	二四 一%
		(10) 良き性行氣質(社交性道德性)	五八 三%
		計	一八三二

即ち之によると、收容當初の性行概評の表と照し合せて大體相似した百分率が得られてゐる。要するに遊佚怠惰性、行動興奮性の者が一番多い。入院當初には強情、粗暴、反抗、自恣、殘忍等が一番數に於て多いが、之は入院後先づ矯正せらるゝものと見え、入院後時經た者では數が減じて來る。其他の特質(3)乃至は(9)は中々院内生活で矯正せられ難いらしい。良き性行氣質を具へるもの多少とも殖えて來るのは當然のことと云はねばなるまい。今此の不良兒童の性的特質が一般的價値を有つかどうかを知らるために、他の學者の調査結果と比較を試みて見やう。例へば富士川博士が擧げられたる廣島修養院收容兒童四十一名の性格概評は左の如くである(兒童研究第二

十六卷第十一號、大正十二年七月)。(同氏は一々精神低格と精神薄弱とに分つて數を記せられたが、私は之を一括して集計したから、それとの比較上茲には之をやはり合して掲げることにする)。

- 過敏(5)一、感傷(7)三、臆病(3)六、躊躇(3)四、感覺遲鈍(3)一六、恣意(1)一七、剛情(1)二三、高慢(1)二、無遠慮(2)二二、放心(3)二三、諧謔(4)三、輕躁(4)七、氣儘(5)三、過敏(5)一、癡鈍(3)二三、猜忌(1)七、陰險(6)二、詐欺(6)三、虚偽(6)三、貪慾(1)二、偷食(6)三六、無愛想(5)五、盜癖(6)一一、刻薄(2)二、不安(4)十二、追従(4)三、懶惰(3)四、虚飾(4)二、老成(群外)三、不規律(4)一、不器用(3)一〇、蒐集癖(9)二、吝嗇(1)一、好奇癖(4)八、惡意(6)一一、劇怒(2)八、動物虐待(2)三、卑猥(9)一〇

今之を私が前に掲げた十類に分けその私の推斷した分類群名を番號によつて假に借越乍ら一々各項の下に括弧内に示したが、之によつて各々の數を加へて見ると左の如くである。

(1) 自我充進	五二 一八%	(7) 感情充進	三 一%
(2) 衝動性	三四 一二%	(8) 彷徨性	〇 〇%
(3) 遊佚性	七六 二六%	(9) 本能異常	一二 四%
(4) 行動興奮性	三四 一二%	(10) 社交性道德性	〇 〇%
(5) 思想興奮性	一〇 四%	計	二八八
(6) 詐欺性	六七 二三%		

感化院收容兒童に關する醫學的調査

富士川博士の表に於て詐欺性の項が特に多いやうに見えるのは、同氏が偷食の例を多數表示せられたのを合計したによるので、私等の表記中には偷食行爲の有無は之を數の中へ加へなかつたのであつた。勿論入院前の罪質から云つて、斯ういふ窃盜行爲の多からうといふことは想像せられるのであつたが、院内生活の監視の嚴のため秩序上それが抑止せられてをり、従つてその傾向の自然發露は妨げられてゐるものと考へて、私等は之を現在性行特質中に擧げなかつたのであつた。今富士川博士の表中から余等のと集計標準を異にしたこの一項だけを除いて比較して見ると、大體兩者の結果は非常に近似したものであることが分る。之によつて見ても感化院收容兒童は入院前には所有本能による衝動を一番多く示してゐるが、入院後之を抑壓すると、その次には怠惰遊佚、輕佻浮薄、我儘強情、短氣粗暴、虐言詐欺、注意散亂、感傷性といふ如き特質を、上掲の順序でそれ／＼強く現はすものであるといふことが承認し得られる。

(六) 不良少年に現はれる性行氣質と幼年期の原始的本能

上文に於て犯罪少年に見らるゝ罪質が一定のものであり、又犯罪少年に認められる性行氣質上の特徴にもほゞその範圍が定まつてゐて、謂はゞ、犯罪少年の大多數に共通な性行上の特徴があるといふ事實を通觀することを得た。而して茲に明かになし得た犯罪少年の特質なるものを仔細に點檢すると、それは成人の犯罪と異なり、凡てが兒童の社會生活の缺陷不足から胚胎したものでなく、全くその非社會的な個人本位的生活觀念から生じた本能的衝動的の動作に外ならないことが看取せられる。即ち其の犯罪傾向として擧げられるものは、皆が皆迄兒童期の或早い

時期に原始本能として誰しもに必ず一度は發現すべき本能的特質が、比較的強勢に且比較的後年迄持續して現はれたものと考へるべきものである。

感化院收容兒童に現はれた主なる性格的特質は、更に年少なる幼兒期即ち四五歳位に於てあらゆる正常兒童に一時的に發現して來るべき原始的本能と同じ性質のものであるが、それが普通兒童にあつては六七歳頃から徐々に發生すべき社交的本能並に家庭や周圍の教養による良き社交的習慣のために昇華されて了ふのである。然るに此の良き社交本能の後天性養成が何等かの原因により充分に發展しないときには、その原始本能はいつ迄もそのまま推し通つて來、そのためにそれが兒童の社會生活の始まる年齢（八歳以後）に於て不幸にも社會的秩序に抵觸するに至つて犯罪を構成するに至るもので、所謂犯罪少年は斯ういふ一種の教養又は發育上の遺漏を原因に持つものと觀すべきである。

元來生誕後成年に至る間に吾々の智能の自然の發達につれ、その性格の上にも種々の本能が或一定の順序を以て發現して來て、その當時の智能の程度と相交渉してその兒童の自發的行爲を構成し、斯くてその性格の基本を作り上げるものである。智能發育の程度と年齢との關係は、その實驗的研究も比較的容易であるし探點もかなり正確に行はれ得るから、教育心理學者の間に從前から甚だ手廣く研究せられたのであつて、今日では殆んど間然する處なき結果が既に多數發表せられてゐて、今こゝに私が之を反復するを要しない所であるが、幼兒期より序を逐うて起る原始本能の發展の年齢的關係に就いては、從前その實驗的研究をまだ有してゐない。しかしヘッケルの生物學的法則により個體發生が種族發生の經路を簡單に繰返すといふ原理を適用して、吾々人類の原始的生活即ち遊牧生活

から、漸次部落を成し家族的團結を堅くして遂に社會的組織を分化しつゝ、今日の秩序的の道義的法律的情操を備ふるに至つた迄の社會發達の跡を考へて見て、之を兒童の本能發展の跡に擬するときは、臍氣にも兒童の本能發展の年齢的時序を大略推定することが出来るやうに思ふ。最も心理學にて周知の通り、本能は特異なる一時性を有してゐるもので、丁度その本能の發現すべき時期に當つてその本能を助長すべき環境的條件が具備するときは甚だよくそれが完成されるが、何かの理由でその本能を助長する條件が缺けてゐる時は、折角發現しかけて來た本能が充分に發揮されずそのまま萎靡して、遂にその發現充分ならず、延いてはその次期に現はるべき本能をも完全に誘發せず終つてしまふやうなことも少なくない。よく擧げられる例を云へば、たとへば、鶏の雛は生後三四日で親鶏の後を追つて走り行く本能を現はすものであるけれど、若し此の時期に雛の眼を隠しておくとか此の本能を發展せず、後日親鶏の姿を見ても之を追つて行かうとせず、加之却つて之を恐れて逃げ出すことさへもある。それと同理で、例へば幼兒が社交性本能を徐々に發現して來るべき六七歳頃に、丁度家庭が寂しいとか繼母繼父の虐待があるとか、又は家の附近に適良な遊び相手がないとか、いろ／＼社交性本能の發現を促すべき條件が缺如してゐるときには、遂に此の有力な二次的本能を發現するに至らないで、原始本能をそのまま力強く持長して行つて、後日に至り社交生活に入つても、どうも社交生活に適應して行くことが出來ずに、獨り反社會的又は非社會的本能傾向を固持して行くものが少なからずある。性格の薰陶の上に家庭や環境の好良なる條件が重要視せらるるのは此の影響を恐るゝためであらうと私かに考へる。

今兒童期を通じて一時性に序次的に發現する原始本能を左に列記して見やう。是等の本能は恐らく遊牧生活時代

の原始人の享有した生活的習慣が本能化したものであらう。又それが兒童期に一番早く現はれて來るのは其が人類發達の宗族史上比較的古い時代に生じたものであるからであらう。それは主として自己保存を大綱とする各種の本能であつて、極端に自己の榮養、運動、安慰、力量を維持せんとする本能的の現はれである。

活動性 自體の自由なる運動を欲し、その運動を妨ぐる如き束縛に當つては啼泣す。之より惡戯性を生ずる。

變化性 一事に倦き易く絶えず刺戟の變化を求め。忍耐がない。食物にも日により好惡の趣味が一樣でない。

打つこと撫づることを好む性 運動するにも手足に手應へがあることを欲する。何物をも叩く。大きな音を立て

るものを叩くことが好きである。力量の發揮を喜ぶのであらう。

入浴を好む性 兒童は入浴を好み、又裸體になりたがる。水遊びを好む。裸帽、素足で飛び廻ることを好む。

嗅覺の鋭敏 之亦兒童期の特質。

穿撃性 何事につけ根掘り葉掘り徹底的に聞きたがる。殊に性的事項、出産の事などに就いてどの子供も聞きたがる。之が智能を促進せしめる基本となる本能であるが、之を親の無智から幼少時に抑壓する習慣をつけると、後に至つて病的の疑惑症(神經症)を起す因となることがある。凡て兒童は好奇心に富み珍しいものを欲しがらるものである。

弄火を好む性 火の勢ひよく燃え上るのを見るのを好む。花火を好む。火事騒ぎを好む。「イルミネーション」

「サーチライト」などを好む。

破壊を好む性 兒童は玩具、置物、本、細工物などをそのままでは玩賞しないで、必ず之を破壊して見やうとす

る。自分の力にて作り得ざるもの、解し得ざるもの等は、殊に念にかけて破壊しやうとする。又動物、同年輩の他兒童などを虐待し、之を殺し苛め、再び起つ能はざる迄に打ちひしぐことを好む。之は遊牧時代に或は山に野獸を狩り野に敵人を殺し、他物や建設物を破壊して自己の力を伸展して行つた原始人生活の遺殘であらう。

争闘を恐れざる性。兒童は同性同年輩のものを相排擠し中々相和親しない。親戚の子とも中々仲よく長くは遊ばない。終ひには物のとり合ひなどから屹度喧嘩が始まる。即ち延いては社會的組織が自己に快からざる時は之とも争うて自己の保存を期しやうとする。古い深い根ざしのある原始本能である。兒童は自分の意に充たぬことある時大に號泣して相手を威壓せんとする。

戸外を徘徊するを好む性。幼兒の頃母に負はれてゐる頃から、兒童は家屋内にゐることを喜ばず、開放せる空氣中にて眼界の廣潤なることを好み、外出と云へば喜んでどこ迄も母のお供をする。

物を蒐集する性。一度兒童に持たしめた物は一層よきものを代りとして與へない限り、之を快く奪ひかへすことは出来ない。食物に就いても玩具についても、兒童の本性は貪慾飽くなきものである。たゞ目的なく秩序なく多くの物を蒐めて所有したがる。此の所有本能は母親をも永く獨占したいやうな望みを起し、従つて弟妹等あるものは往々弟妹が母をより多く占有すると見て嫉妬を起すことがある。嫉妬はこの所有本能の阻碍の際に來る感情である。恐怖性。危険を豫知して之を避くるに至らしめる本能。

上記の如き本能は、私の記載は甚だ不秩序で且あまり簡略の説明で不徹底ではあらうが、何れも一二歳乃至四五歳の間に兒童に濃厚に現はれる原始的本能であつて、その何れも社會的生活とは相容れない極端なる自己個體保存

に屬する本能のみである。

然るに兒童期の後期即ち六七歳至八九歳の間には、漸次上記の本能と併立して新たに社交性を帯びた本能が徐々に自づと發達して來る。即ち之は原始人が部落を作り幾分共助生活を送るやうになり、一面に家族的結合から同族の結合、同種族の結合等に向ひかけて來た曙光時代の習慣の遺殘と見るべきものであらう。之に屬するものとしては左の如きものがある。

父母に對する愛。始めはたゞ哺乳其他の關係から功利的便宜的に母を慕つてゐるので、哺乳さへして呉れば幼兒の方からは實母にでも乳母にでも同一の愛（接近慾）を示すのであるが、之が段々六七歳位からは意識的になつて、叱られても實母を慕ふやうになる。次いで家族と他人とを別々に待遇するやうになる。永續的の親疎の別が起つて來る。

摸倣性。何でも年長者のなす事云ふ事を摸倣する。始めには善惡利不利の價值判斷を有しないで、たゞむやみに眞似する。自然現象や器械の運動の眞似をもする。之によつて兒童は社交生活に適應すべき準備をするものである。

輕信性。動作の外面的摸倣斗りでなく、兒童は年長者、教師、兩親等に絶對的の信頼をする結果、それらの者の言動は非批判的に信ずる。従つて教唆や欺騙を受け易い。兒童は從順なる絶對的服從者となることがある。しかし之は兒童の知識が進んで批判力が進むに従つて、段段人を信じなくなるものである。

空想性。兒童は空想や想像を馳することを好むもので、之により僅少の既得知識觀念を段々と擴充し又追加して行き、知識が豊富となるものである。又空想により漸次原始本能の發露を昇華させて行く。兒童の遊戯とは凡てそ

の空想性の自由なる活躍によるもので、此の空想を喜びつゝある間に漸次原始本能は弱められて、他の二次的本能
が力強くなつて行く。教育には此の空想性の善導並に利用を考へねばならぬ。

社交性。段々と友達と共に平等に立ち交つて遊ぶことを喜び、周囲との親和性が生じて来る。しかし始めは對手
構はず誰とでも交際するから、親々は注意しなければならぬ。之と前記の戶外徘徊本能と結合して、友と嬉戲する
にも屋外郊外で遊ぶことを好み、廣い室内よりも狭い戶外の空地を好むらしい。斯くて漸次社交性は發達して、遂
には友のためには自分の原始本能を一時抑壓することをも辭さなくなる。

同情性、羞恥性、獻身性。などの本能は上記の社交本能の進むにつれて、之に伴つて来るものである。

競争性。理智化且社會生活化したる争闘本能であつて、原始的な争闘本能を社交性と抵觸しないやうに醇化した
のが競争である。力を競うて研くのは向上に資するが、自らの力の足らざる場合には往々之から嫉妬陥穽を起し、
又他人の失敗を喜ぶ如き感情を起すこともある。教育上には競争性を社交性とよく結合し又高邁なる理想と結合す
るやうに圖り、之と原始本能と結合するのを豫め避けねばならぬ。

即ち原始本能は兒童の家庭生活、社交生活、學校生活の間に段々昇華せられて、今述べた二次的の社交的本能が
その精神作用の表面へ表はれて力強い行動の動因となるやうになる。それが更に理智的教育の道義的觀念と結合す
ると、茲に道義的情操（良心）と名くる進化上最も新しい本能的の感情を作り上げて行くやうになるのである。
さなくとも少年期以後の時期には、更に名譽心、團結心、愛郷心、愛國心、團體的競争心、優勝慾等の第三次的社
會生活的本能が段々發生して来る。更に思春期に於ては性慾の發動が起り、之が又力強い本能の力として此の時期

の兒童に又新しい動作衝動となり、此の本能が起る頃迄に完全な社交本能、道義的情操等が構成されてゐないと、
此の新らしく起る本能の力が再び人生の犯罪發生期を作り出すのである。しかし性慾に基く犯罪發生論は、感化院
收容時期の兒童を論ずる際には多くの關係がないし、又之をしも茲に論ずることになると、延いて群集、酩酊時、
精神病、ヒステリイ、精神異常發作等の際に於ける成人の自然的犯罪傾向と抑壓せられたる原始本能との關係にも
論を及ぼさねばならず、斯くては一般犯罪の内因論に至るので、到底茲に筆を停めて詳述してゐる邊がない。たゞ
犯罪少年の犯罪とその性行氣質の特徴とを比照して考へると、犯罪少年なるものの發生がその本能の發達と重い關
係があることを看過することの出来ないことを一言するに止めておきたいと思ふ。

(七) 本能發育の經路より觀たる不良少年の分類に就いて

上來の如く觀じ來るときは、不良少年少女の大多數は、何等か幼時に於ける環境の不遇が原因で犯罪行為に走つ
たものが多いやうに統計上認められるのは、恐らく丁度個人的の原始本能から更に一步進んで社交本能が現はれか
けて、社交生活に適應するやうな修練を之から始めやうといふ六七歳乃至八九歳の年輩の時に、恰も家庭の紊亂、
獨り兒、繼父、繼母、孤兒、教養の怠慢等のため、是等の社交本能の發動を助けるやうな外圍の條件が缺如した爲
めに、一般に本能に特有な一過性のために社交本能が發達するに至らず、そのためいつ迄も原始本能が力強く遺殘
して、特殊な不良少年型の性格を構成するに至つたものであらうと考へられる。所謂不良少年の環境的原因として
挙げられるものが即ち之である。從來不良少年の研究家がその發生因として、或者は内因（遺傳負因、低能等）に

重きをおき過ぎ、又或者は外因（環境、境遇等）に重きをおき過ぎて中々歸一しなかつたのは、此の内因外因の堺に位する、環境が本能發達に及ぼす一影響を念頭におかなかつたが故と考へる。斯く考へて仔細に不良少年發生の原因を考察して見ると、自ら從來の學說と異なつた新しい一面が茲に考へに上つて來る。即ち上來の統計的結果と私の考察とを參酌して感化院收容兒童を發生の原因によつて分彙して見ると、其の中には次の三種の者を分別することが出來ると思ふ。

(一) 生來その精神發育の上に何等の缺陷はないが、外圍、境遇等の不完全のため、丁度六七歳の頃にその社交本能を誘致すべき條件（家庭團樂、交友、遊戲等）が存在しなかつたので、本能の一時性によりその社交本能の發達の機會なく、原始的本能即ち個人生活的本能のみが力強く遺殘し、その爲めに犯罪行爲に陥るに至れるもの。

(二) 生來精神發育に缺陷ありて智能の進まざると共に、性格の構成亦遲滯し、八九歳或はそれ以上の年齢に達するも、未だ社交本能の自然的發達を見ず、その智能亦低劣なるによつて益々社會的秩序に反する如き原始本能に趨り易きもの。

(三) 性格發達の上に生來性的異常があつて、智力は相應に發達しても、その道義的情操其他の性格的訓練は少しも行はれず、特に性格異常のみが著しく目立ち、之が一生涯治せずにつゞくもの、之を精神變質者又は生來性格異常者と名ける。

即ち感化院收容兒童の各々はその三種の中の何れか一つに屬するもので、(一)は精神正常者が單に境遇的外因のみによつて性格不良を來したものであつて、此の種に屬するものは、その境遇を改めて社會的生活に入れさせ、環

境的に少しく誘導するときは、間もなく自づと社交本能が誘發されて來て、全く正常の性格に感化することが出来るものである。(二)は全精神作用の發育不良者で、所謂低能者であり、大脳の發育不良が原因で智能竝に性格の發育が不十分なるものである故、一般に神経系の發育を促すやうな醫療、訓育、誘導法を行ふときは、智力の發育と平行して性格も亦漸次社交的に向つて來ることが出来るであらう。たゞ斯ういふ者をいつ迄も孤立的にしておく事は何よりも一番その性格醇化を妨ぐるものである。

(三)は所謂生來性神經變質者であつて、大脳の發育の部分的缺陷に由るものと考へられる。智力の方即ち大脳皮質の方は相應に發育してゐるから、自家行動の倫理的又は法律的批判は出来るが、この行動はいつも此の理智的批判とは關係なしに、全く獨自の內的衝動的刺戟に基いて解發せられ、従つて理智の研磨修養は、斯かる者では何等その行動を醇化する結果とはならない。恐らく理智と性格との聯繫が解剖的に發育障礙を生じてゐるのであらう。

しかし何れの場合に於ても彼等を犯罪行爲に走らしめた眞因は、その原始本能の抑ふべからざる力強い發動であつて、彼等が故意に何等かの外部的目的（例へば利慾、名譽慾等）を自覺しつゝ犯罪行爲に赴いたといふ如き自發的故意的對社會的犯行は、少年犯罪の中には殆んどない。但しまゝ少年犯罪の中には教唆、示唆又は誘惑により、他の不良少年の間に伍し放浪しつゝある間に、彼等と共に犯罪に狎れるといふものも少なからずあるが、しかしそれはその教唆又は誘惑に乗ぜらるゝといふ點に於て現に其の者の低能又は低格の既に有して居ることを物語るものと認められる。

(八) 感化の原理に就いて

即ち斯くして犯罪少年の犯罪罪質が凡て原始本能の發露により社會的秩序を無視することがその眞の成因であつて、決して有意的に且反社會的に兒童自身から企圖せられたものでないといふことが、統計的事實に基いて看取せられたとしたならば、之は(一) 社交的本能の發現期に其れの發達を助長する環境的條件が不幸にして完備して居なかつたためか、又は(二) 本人自身の先天的の低能又は低格の爲めに、その社會的本能の發現が遅滞したためか、又は原始本能の力が非常に強くて後續的に發現すべき社交的本能を抑壓してゐるかに歸せざるを得ない。而して此の推定は亦統計的事實に依つて十分に認承せられ得ることと信じてゐる。

さすれば犯罪少年の感化教育の効果を擧ぐる上に於ては、從前の如く教訓又は訓練或は學課教授、宗教的教育、懲治矯正等の外部から力を加て行く方法よりも、寧ろ兒童の性格の内部より發育の力を利用して其性格を進歩せしめることを圖る方が、合理的でもあり又自然的でもあり且又永久的效果を奏する所以でもあるやうに思ふ。即ち

(一) 幼少時環境の不良であつたが爲に社交本能の發現が停頓した者、即ち其の智力發育其他に於て全く正常の精神作用を有する犯罪少年等は、直に之を社交的生活に入れて團體的又は家庭的生活に慣しめ、遊戯にも日常的生活的勞作にも、又努力的勞働にも、凡て共存共助の趣旨の下に生活せしめる時は、漸次に其の未だ展開の機會なく睡つた社交的本能を眼覺しめて、自づと社交性を示す様になり、斯て漸次に從來の原始本能は昇華するに至るであらう。

余の觀察した狭い調査範圍の中に於ても、兵庫縣土山學園の如きは夙に此の方法によつて内發的自然教化の方法

を實施し、相當に著しい効果を見てゐるやうに思はれた。即ち家族的生活、團體的教授、團體的遊戯、團體的作業、農耕、審美的趣味涵養、互助的自治機關の施設等によつて社交的生活に馴致し、自づと實踐的に自ら其の社團の一成員として活動するやうに仕向け、斯くて共存生活に對して有害なる個人本位的な原始本能並に之に基く犯罪的傾向を昇華せしめ、社交本能を完全に誘出せしめやうといふ計畫である。

(二) 低能又は低格の爲めに性格發育の遲滞又は性格の異常傾向を有せる者は、元來大脳の發育缺陷によつて起つたものであるから、外部的教育又は懲治矯正のみによつて其の發育を促すことは出来ない。従つて單に非批判的に醇良なる言語動作を器械的に反復せしめて行つて、漸次之を習慣的言動となるに至らしめ、その強勢なる後天的の習慣の養成によつて、既存の不良な言動上の傾向を舞臺裏に引退するやうにして了ふより外に致し方がない。斯くて此の方法の感化に成功すれば、其の道義的情操又は理智的批判力を教へ込むことは不可能であるが、表面上良き行動の習慣を得るによつて、圓滑に社交的生活を営むことが出来、原始本能はその獨自の發動の機會を見出さず、遂に此の良習慣の蓄積によつて社交生活に堪へしめることが出来るやうになる。

之が實施には教化の任に當る者は自ら良き言動上の模範を示、如何なる場合にも除外例なく之を實行し不必要と思はるゝ時迄も之を飽く迄實行し徹底的に之を兒童の習慣として了ふの耐忍がなければならぬ。即ち此際には口先や理論で教授するのは何の効果もないから、自分の言動其もので、直觀的に兒童の言動を誘導して行くことに心掛ければならぬ。臨機應變や除外例は元來機敏な批判力のない低能低格者にとつては決して許さるべきものではない。全く嚴格に絶えず練習せられねばならぬ。例は兒童に早起きを實行させ様といふには、教壇から早起の徳を語り聞

かせただけでは何の効もない。教師自ら毎日除外例なしに早起して児童にも之を模倣せしめ、之を數十日強行して遂に其習慣を行動の上に取り上げて了ふに至らねばならぬ。之が低能低格者の感化教育上の實踐第一則である。

其他感化教育上の實施方法の他の具體的方策は、必らず上記の二原理の何れか一に歸著せしめて解釋することが出来ると思ふが、その二方法中何れの原理を主として用ふべきかはその児童の本態が何れの範疇に屬するかを先づ鑑別してから定むべきことである。鑑別の結果によりその適用する方策に一定方針を立つるを得、之を敷衍演繹してその具體的教化方法を案出して實施するならば、必らずその効果は見るべき者があらうと思ふ。但しその適確なる鑑別を遂ぐるのは、専門醫家、専門特殊教育家の經驗に基く診断と判定とが第一に必要であり、相當の時日間に亘つて之を適當な機關に於て實驗的に觀察し、且教化の成績を看取することが第二に必要な要件である。それには豫めその調査鑑別機關の設置並にその職員の養成を喫緊の條件とするのである。

(九) 結 論

私は是等の調査の結果によつて、醫學上の見地から將來感化保育事業に従事される人々に對して、最も合理的な改善の對策として、左の如き希望條項を具陳して本文を終らうと思ふ。

(一) 感化院收容児童中には幼時の境遇の不良を主因として犯罪に陥るに至つた者と、先天性の性格異常又は精神發育不良を有するもの(低格者及び低能者)との兩種がある。夫々に對して特殊の監督教養の施設が必要であつて今日の我國の感化院の如く、児童の性質如何を究めず漫然と凡てに對して一樣の感化教育方針を以て臨み、且兒

童の内發的性格發育を助長する如き方法をとらずして、唯單に外部的に矯正懲治に類する教化方法のみを取らんとするのは、その永續的效果を見ること蓋し不可能なることと私かに考へる。

これを改善するには其等の内因に就て精細にその鑑別を爲すべき機關を設置し、その鑑別の結果の指示に従つて、眞に児童の性質に適應した發達の教育法を施し、個別的に一々合理的の方針に従つて終始一貫的に一定方針を持長して教育することを必要とする。

(二) 進んでは児童が犯罪に陥らない以前に、又は所謂犯罪をなさずとも反社會的の原始本能を強度に示しつゝある者を、凡て豫防的の意味で收容して、未然的豫防教化を施すべき場所を設置することは、甚だ望ましいことである。之は重大な社會保護政策の一と考へる。

(三) 鑑別並に感化の事業には専門醫師、専門特殊教育家、専門心理學者、社會事業家等の協力を要するが、特にその事業は精神病學的知識に立脚することを必要と考へる。宗教や教育の立場のみからでは児童の個性の特質に徹底しないと考へる。

(四) 收容児童中收容繼續困難なる事情の發生したとき、例へば甚だしく兇暴なるもの、他生に悪感化を及ぼす惧の大なるもの、殊に精神病等を發した時は、之を適當な精神病院に委託するの途を豫め備へおき、その便宜を圖ることが必要である。

優生學と犯罪及精神病附録 終

昭和七年三月十日印刷
昭和七年三月十五日發行

優生學と犯罪及精神病
定價二圓五十錢

版權所有



著者 杉田直樹

發行者 長坂金雄
東京市麹町區飯田町六ノ二三

印刷者 吉原良三
東京市牛込區早稻田通卷町一〇七

印刷所 株式會社 康文社印刷所
東京市牛込區早稻田通卷町一〇七

發行所 雄山閣
東京市麹町區飯田町六ノ二三
振替口座東京一六八五番

61
412

終